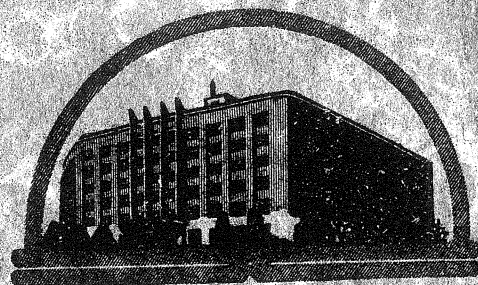


文部時報

第七百三十一號



文部省
創置十七周年紀念
特輯

文部省

昭和十六年七月十一日

文部時報

第七百三十號

目次

卷頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)

文部省創置七十周年に際して……………文部大臣 橋田邦彦……………二

文部省七十年記念式典に際して……………内閣總理大臣 近衛文麿……………五

教育に對する皇室の殊恩……………宮内省圖書寮編修課長 芝 葛盛……………八

教育七十年を回顧して……………田所美治……………一四

國運の進展と教育……………廣島文理科學長文學博士 塚原政次……………三七

文政七十年と教學の刷新……………東京文理科學大學名譽教授 友枝高彥……………四二

本邦自然科學教育の回顧……………棚橋源太郎……………五三

苦難七十年今日の隆盛に達した實業教育……………東京農業教育專門學校長 上原種美……………六三

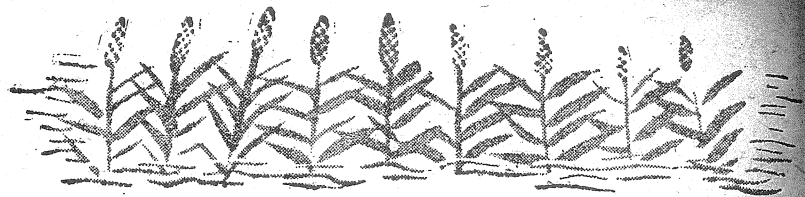
社會教育奉仕十五年の思出……………東京音樂學校長 乘杉嘉壽……………七二

女子教育制度の變遷の^{とそ}實施の情況……………東京文理科學大學名譽教授 森岡常藏……………八〇

明治以來の宗教行政……………東京女子高等師範學校長 下村壽一……………八八

文部省の思ひ出——主として美術行政に關する……………伯 爵 牧野伸顯……………九二

國寶保存の事業……………東京帝國大學名譽教授文學博士 瀧 精一……………一〇一



田中不二麿と明治初年の文教行政……………理學博士田中阿歌麿…一〇五

辻文部次官を語る……………岩垂憲徳…一二二

森文部大臣を偲ぶ……………法學博士木場貞長…一二八

井上文部大臣を語る……………工學博士井上匡四郎…一二七

樺山文部大臣を語る……………伯爵樺山愛輔…一三三

江木千之先生の追想……………國民精神文化研究所長伊東延吉…一三六

岡田文部大臣を語る……………關屋龍吉…一五一

父上田萬年を語る……………上田壽…一五六

澤柳政太郎先生を語る……………相澤瀨…一六一

文部省今昔座談會……………一六七
文部省沿革抄……………文部大臣官房文書課…一八四

省令……………閣令内務省令文部省令厚生省令第一號(映畫法施行規則中改正)……………二二二

訓令……………文部省訓令第二十五號(地方學校營繕職員制ニ依ル職員ノ定員中改正)……………同第二十六號

(青年訓練實施十五周年ニ當リ青年學校生徒代表ヲ御親闕アラセラレタルニツキ青年及青年教育ノ職ニアルモノノ心得方)……………二二三

告示……………文部省告示第七百五號(中等教員無試験檢定取扱許可學校中改正)……………同第七百六號・同

第七百七號(聖保祿高等女學校・東北高等女學校設立者變更)……………同第七百八號(關西工業學校第二部

廢止)……………同第七百九號(青年學校令施行規則第三十二條第一號指定)……………同第七百十號(中等教員無

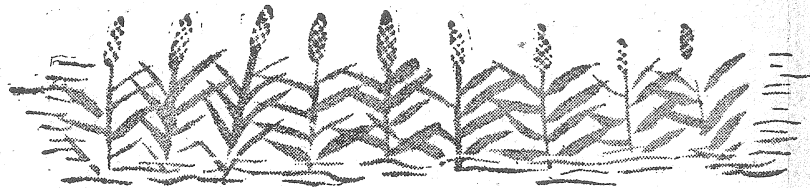
試験檢定取扱許可學校中改正)……………同第七百十一號・同第七百十二號(本年度開設實業學校教員―農

業・工業―長期講習會要項)……………同第七百十三號(昭和十六年文部省告示第二百八十五號中改正)……………二二三

敘任及辭令(自昭和十六年六月二十日至同二十日公表ノ分)……………二二六

彙報……………文部省創置七十周年記念事業―帝國學士院總會及部會―學位授與―圖書推薦―

檢定教科用圖書―帝國圖書館月報―蓄音機(レコード)紹介―轉任―退職―死去……………二二三



田中不二麿と明治初年の文教行政

理學博士 子爵 田中 阿歌麿

◇

文部省創置七十年を機會に父不二麿が明治初年の文教行政に關係して居た頃のこと二三を想ひ出として述べて見たい。尤も父が文部省に職を奉じてゐたのは私が十歳頃までであつたから、當時の文教等について直接に私は殆ど何も知つてゐない。當時の文教に關する諸文献も家には残されて居たのであるが、父は晩年に至つて當時の事情を物語る資料や書翰等を全部焼却してしまつたのであつて、今日は何も残つて居ない。唯私の母は九十三歳を以て今尚ほ元氣にして居るので母から當時の事情の一端を聞くことが出来るのである。但し父は家庭に於いては公務のことは一切口にせぬ主義であつたので、文教のこと等に就いても家人は殆ど知る所なしと云ふも過言ではない。尤も昭和九年に西尾豐作氏が父の傳を著作し、『子爵田中不二麿傳』として出版して居るので、これによ

田中不二麿と明治初年の文教行政 (田中阿歌麿)

つて生涯の概略を見ることが出来る。又父の履歴書が一通残されてある他には、これといふ資料もなく筆蹟等も極めて少い。父は殆ど自分で手紙を書くことをしなかつたので、従つて残つて居る書翰類も僅かの様である。これ等のことを思ふに父が御維新の際東奔西走して席の暖まる暇もなかつたことや、明治時代になつても忙しく日を送つてゐたことなどによるのであらう。其の後明治十七年私が十五歳の頃、父が特命全權公使としてイタリーに赴任したので私も共に留學のため彼の地に參つたのであるが、間もなく私はスミス、ベルギーへと移つたので其の間に於いても父から文教等に就いての話を書く機會は殆どなかつた。其の後は父と一緒に生活してゐたのであつたが、私が自然科学專攻であつた關係もあつて、父の仕事に就いて詳細に窺ふといふこともなかつたのである。履歴書によると父が文教に關係をもつたのは明治二十年十

月十五日に「大學校御用掛被仰付候事但少監準席ノ事」とあるのが最初である。當時大學には文教行政機關も存して居たので恐らくは大學校にて文教行政に當つたのであらう。ついで明治四年七月文部省が設けられ、同年十月十二日文部大丞に任ぜられた。其後明治十三年三月司法卿に任ぜられるまでの間、我が新時代の文教を整備するため相當多忙な日を送り、又このために諸企畫をしてはその實施に可成りの努力を拂つた如くである。

◇

右に述べた明治四年から十三年までの十年間は、恰も我が國最初の學制が發布されてより、これを改革して教育令を制定した時代であつて、文教方面に於いても歐米各國の教育事情を參酌して大規模な計畫を立て、その實施に當つたのである。かくの如き文教革新の時に當り、父は明治四年十月岩倉大使の一行に加はつて歐米各國巡覽の途に上つたのである。この時父は理事官として専ら歐米諸國の教育事情を取調べる御命令を受けて先づ米國に渡つて調査に當り、歐洲では一行にお別れして諸文明國の文教行政事情を調査しつゝ巡歴したと聞いてゐる。かくて明治六年三月歸朝するや、文部省三等

急費用揮擲ノ方法人心獎勵ノ手段等ニ於テハ地ニ隨ヒ時ニ應シ適宜ノ措置ナカルヘカラス伏テ希クハ其意ヲ取捨シ其事ヲ參案シ漸ヲ以テ之ヲ實驗ニ證セハ則異日人智長進シ治化ノ洽浹ヲ裨補スルニ庶幾ランカ明治六年九月文部省三等出仕從五位田中不二麻呂謹奏

これによつても父が文教行政の振興を畫策し、後に教育令を起草すべき土臺となつたものが如何にして整へられて來たかを察知するに難くないと思ふ。父は翌明治七年九月二十七日文部大輔に任ぜられ、十三年三月十三日までその職にあつた。明治十三年一月學事視察のため九州地方へ出張してゐたが、急に電報を寄越して歸京して司法卿になつた時のことなどは子供心にも記憶して居る。

◇

私が幼い時の記憶によく残つてゐるのは、當時我が文部省に招聘せられてゐた學監ダヴィッド・モルレー博士と私の家とが特に親交を重ねてゐたことである。モルレー先生は我が教育制度創設期に於いて文教顧問の地位にあり、近代學校創設に與つて力のあつた方で、父は再度米國に赴いて教育制度を研究し明治十二年の教育令を立案したのであるが、公務の

田中不二麻呂と明治初年の文教行政 (田中阿歌聲)

出仕を被仰付十一月二日文部少輔に任ぜられたが、その頃は文部卿がなく、父が文教の要樞に當ることとなつた。

歸朝後直ちに歐米教育視察報告書を『理事功程』として上奏したが、これは明治六年文部省から出版せられた。この書によると、アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、オランダ、スウェーデン、ロシア八ヶ國の教育制度が詳細に調査研究されてゐる。この書は當時としては極めて大部な歐米教育制度の研究書であつて、自分は未だ充分これに目を通しては居ないが、たゞその卷頭にある上奏文は次の如くで、その頃の文教に就いての思想を窺ふことが出来る。

嚮ニ不二麻呂文部理事官ヲ以テ命ヲ海外ニ奉シ教育諸般ノ規則ヲ考索シ隨行僚佐ヲシテ之ヲ纂錄セシメ遂ニ此一冊子ヲ成ス因テ今繕寫上進ス不二麻呂伏テ惟ルニ歐米列國特ニ文明ノ治ヲ施キ夙ニ開化ノ功ヲ奏スルモノハ職ト牖民ノ方其宜ヲ得ルニ由ル不二麻呂ノ歷涉スルトコロ殆ト十數國立政ノ體各同シカラスト雖其力ヲ教育ニ竭スニ至テハ彼此皆一轍ニ出ツ是ヲ以テ其境ニ入ルヤ地トシテ學校ノ設有ヲサルナク人トシテ恬熙ノ風存セサルナシ奎運ノ旺ナル果シテ聞ク所ニ爽ハス茲ニ記スルモノハ唯其一斑ノミ全彪ニ至テハ固ヨリ瑣々タル小冊ノ能ク盡ス所ニ非ス抑學制施設ノ緩

上でも、恐らくは非常に密接な關係があつたことと考へられる。然るにモルレー家と私の家との間に於いては極めて親密な交際がなされてゐたのであつて、これに就いては母も屢々その想ひ出を物語つてゐるのである。當時モルレー先生の官舎は本郷の加賀屋敷即ち今の帝大の中にあり、私の家は同じく本郷の湯島新花町にあつたので、常に往復してゐたものである。何でも父や母はモルレー先生夫妻が郊外に出られる時などにはよく馬車で一緒に散策をしたとのことである。又母は半年程もモルレー官舎に宿泊して夫人を案内したり、又英語の學習につとめ、西洋作法の見習をなしてゐたりしたといふことである。それからモルレー夫人がなか／＼勉強家で、よく日本の家庭のことを研究してをられたし、嘗て芝の靈廟で細かい質問をされて母が困つた話もある。又文部省の通譯をしてゐた高橋是清氏が時々モルレー家を訪れて通譯にあたつてをられたのも此の頃のことである。私の両親が明治九年にフィラデルフィアのアメリカ開國百年博覽會のため渡米した際には丁度モルレー先生夫妻は歸國中であつたが、母など大變お世話になつたと言つてゐる。その他モールス氏等も私の家に來られたりして、特に父とは親交を重ねた様である。

父はアメリカの教育が著しく進歩してゐるのに著眼し、特に之を研究して日本の學校制度改革の參考にしたいといふ意見を可成り強く抱いてゐた様に思ふ。そこへ丁度明治九年アメリカで博覽會が開かれたので、父はその際教育關係の出品に關する事務もあり、同年三月二十二日附で「米國費拉特費府博覽會ニ付教育事務爲取調派遣被仰付候事」といふ辭を下されて再度の渡米をなしたのである。然るにこの際には博覽會以外に大きな目的をもつてゐた。といふのは此の機會に米國各州を巡遊し、その文教に關する方針や教育制度を詳細に調査したのであつて、その際に蒐集した資料を教育報告として纏めてゐる。博覽會に關しては、『米國百年期博覽會教育報告』を文部省より出版したが、更に明治十一年に『米國學校法』（二冊）を公にした。これは文部省より出版したのであつて、アメリカ各州教育調査の資料を集めて刊行したものである。明治十二年の教育令が明治四年の歐米各國教育視察及び此の度の米國諸州教育調査を參照し、學制發布以後の我が教育制度の改革を計畫したものであることは、父が後に書いた『教育瑣談』にも明らかに述べられてゐる。即ち「學制發布

近づけるために最も妥當なるものとして立案せられたものであると考へて差支へなからうと思ふ。唯當時は自由民權思想も擡頭してゐて、一般に民意を重んずる考へを自由思想と評したのであつて、此の教育令を以て自由教育令なりとして非難した理由も充分に理解出来るやうに思はれる。

而して翌明治十三年十二月に至り此の教育令は改正を見たのであるが、父は同年三月既に司法卿に任ぜられ改正前に文部行政から去つたわけである。此の十二年の教育令起草にはモルレー先生の協力も得たことであらうし、その他文部省の首脳部を集め議を重ねて成案を得たものであらうが、父も相當苦心をした様であつた。ともかく明治四年より十年間父は日本の教育制度の整備の上に少なからず力を致したものと考へられるのである。弘化二年六月尾張國愛知代官町（今の名古屋市代官町）に生れ、青年の時代を幕府の國歩多難の際に送り、維新に當つては勤皇の士として身を挺して活躍した父が、新政府に入るや先づ職を文教に奉じ、遠く海外に使用して事詳細に各國の教育行政の實情を調査し、これに基いて企畫に當つた勞苦は蓋し大なるものがあつたであらう。

田中不二麿と明治初年の文教行政（田中阿歌麿）

以後教育行政の事務逐次緒に就かんとするの際、各地方の學事も漸く勃興し來り同時に學制の條款も世運の進度に應じ往々加除訂正を要すること尠からず故に隨時單行の布令を以て之を續縫し來りしが文化の上進するや諸般の事亦從つて推移せざるを得ず。因つて實際の經驗に徴し遂に學制の改正を喚起するに至れり。云々」と記されてゐる。當時の教育令奏上文には「於是乎臣等ノ嘗ツテ實驗セシ所ヲ參シ更ニ教育方法ノ要領七十八項ヲ掲出シ且ツ名稱ノ妥當ナランコトヲ欲シ、改メテ日本教育令ト題ス」とある如く『日本教育令』の起草をなしたのである。

此の『日本教育令』中の文教行政の方針は民心に應じて次第に教育を整備せんとの意圖に出たもので、明治五年の學制に於ける可成り強壓的な文教方針を多少緩和しようとする意味のものであつたと考へられる。これが十二年九月に教育令として公布されたのであるが、世間では之を以て自由教育令なりと評し、文教方針は一層強制的にすべしと唱へる向も尠くなかつた様である。此の教育令にあらはれた思想が當時のアメリカに於ける文教行政思想に通ずるものがあつたといへ、依然五年の學制の際の學校組織に基き、當時の國內各地の實情に鑑み、且つ實際の經驗に徴して理想的な教育組織に

父が教育に對して懷いてゐた方策を知る材料は明治十一年頃までの文部省の古い年報からも得られる。その中で特に注目すべき二三を窺つて見よう。先づ學士會院の創設を策しその整備の基を築いたことがある。これが明治十二年一月に創設された東京學士會院であつて、この院にては教育のことを討議し、學術技藝を評論するのをその目的としたものである。従つて今日の學士院よりはその仕事がより多く文教の基本方針にも觸れてゐた。加藤弘之博士が父の學士會院創設の業績を認め、明治四十二年二月の父の葬儀の際には帝國學士院を代表して弔詞を讀んで下さつたのを覚えて居る。又父は明治初期の圖書館博物館等の事業に對しても貢獻するところがあつたと思はれる。即ち書籍館（今の圖書館）或は教育博物館の創設にも盡力したのである。

これ等の施設は湯島の聖堂の傍に置かれてゐたのであるが、それを明治十年一月上野に移して新營したのである。父は就中教育博物館には多大の關心を有してゐた如くであつて、上野に移つてからは時々私を連れて行つて觀覽させた。その際にこれが國民教育上重要な意義を有するものであることか、又此處の方法はカナダの教育博物館の經營を參考としてゐるのだ等と私に話して呉れたことを記憶してゐるのであ

る。これ等によつて父は學校制度の改善に努めたと共に、既に歐米巡覽中より社會教育や學藝に關する行政方策、更にそのための施設等にも着眼してゐたことを知るのである。又音樂教育や體育にも夙に着眼してゐた。然もこれ等重要な教育の分野が、我が國の教育に於いては未だ充分に考慮されてゐないのでその振興につとめたのである。前者に就いてはアメリカの音樂家メーソンを聘し、當時の東京師範學校及び附屬小學校や幼稚園に於いて音樂を教へしめ、これより西洋音樂が我が學校教育の中に入ることになつたのである。私も其の頃附屬小學校の生徒であつたが、メーソン先生自身から音樂を教へられたことを覚えてゐる。尚ほ體操についてはスウェーデン式體操とよばれた西洋の體育法を採用することゝし、このための方策を樹立し、明治十一年十月初めて文部省直轄の體操傳習所が設けられることとなつた。文部省第六年報によると「本邦教育ノ方法ハ專ラ智育ノ一方ニ傾向シテ體育ノ諸術ハ概ネ之ヲ放着シテ復タ其利害ヲ唱フル者ナキカ如シ故ヲ以テ其弊ヤ漸ク心身兩全ノ道ヲ缺キ青年子弟ノ氣力ヲシテ次第ニ減縮セシメ又隨テ國家ノ元氣ヲ衰頹セシムルニ至ルハ蓋シ必然ノ勢ナリ是ニ於テカ明治十一年十月東京府下ニ文部省直轄體操傳習所ヲ創立シ體育學ノ教員ヲ米國麻沙士設州ヨ

リ聘致シ以テ體操ノ方法ヲ撰定セシメタリ」とある。かくして體育法が端緒を開いた。かく體育は割合に見るべきものがあつたが音樂の方は一向に進歩を示さなかつたので、父はよく日本人には一般に音樂の素養が乏しいのでなく／＼思ふやうに行かぬとこぼしたものである。かくの如く父は音樂による教育に至るまで深い關心をもつてゐたのであつて、當時かくの如き方面の教育が全く缺けてゐた所へ將來への一礎石を置いたのであつて、後に伊澤修二によつて音樂取調掛が出来終に音樂學校にまでなつた源がこの頃の文教方策に既に萌芽してゐたのである。

話が前後するが、父は教育行政の上で相當進歩的な意見を抱きそれを實行しようとしたことが多い。嘗て教育國會を創立して日本全國より教育界の代表者を集め、以て根本的な問題を議せんとし、これと同時に府縣教育議會をも開いて府縣内の教育上の問題を議し且つ實行にうつす所の教育國會の方を提唱し、明治十二年の『日本教育令』の草案には此の事が掲げられてあつたさうであるが、公布された際には削除せられたものである。然しながら府縣によつては實際に教育議會を開催し、地方の教育振興に役立つた所もあるといふことである。これに關する文獻としては文部省第五年報に、「教育國

會ヲ創設スルノ議」として、明治十一年十二月に父が上奏した文が掲げられてゐる。その中に「議會ノ人間ニ須要ナル獨リ政治上ニ止マルノミニアラス教育上ニ於テモ亦然リトス願フニ世ノ教育者夙ニ聰明ノ資アリト雖安シソ能ク有限ノ智識ヲ以テ無限ノ事物ニ接シ其利害得失ヲ甄別シ隨テ施爲スル所其宜ニ適スルヲ保ツ可シヤ是レ議會ノ創設ハ教育上最缺ク可ラサルノ良圖タル所以ナリ不二麻呂等意ヲ茲ニ留ムルコト久シ」として教育國會の開設を提唱してゐるのである。

この様に言ひ續ければ限りもないが、明治初期の十年間に父が文教方面に於いてなした仕事は可成り多い様に思ふ。父は漢詩が得意であつたし、又石摺等にも興味をもつてゐたのであつたが、元來あまり筆蹟を残さぬ方で、既に述べた如く他人からの手紙も殆どすべて整理をした上に、藏書の類も平生から速かに處分してゐたため、それ等を通じて父を想起するよすがはない。思ふに當時は總てが一新せられ、文教方面に於いてもなすべきことが山積してゐた時代であるから父としても大いに働き甲斐があつたわけである。家に歸つて公の仕事については減多に口外しなかつたが、間々思ふ様に行かぬ等といふことを口にしたことを想ひ出すと、父が當時草創の國務にあたつて少からず苦勞したことなどもあつたことを

物語つてゐる様に思はれる。かくの如く私の幼少の頃の記憶を手繰りながら、父の文教方面に残した二三の業績を回顧したのであるが、父としては文教の府を去つてから後の生涯が永いのであつて、司法卿となり、參事院副議長となり、明治十七年よりイタリー、フランスに公使として生活し、二十三年歸朝して後樞密顧問官として晩年に至つたのである。併しこゝでは文教行政に關與した前期のことを敘するにとどめた。

辻文部次官を語る

岩 垂 憲 徳

○辻次官の略歴 凡そ人を語るには、先づ其のひと爲りと経歴を言ひ、其の時代と環境とを審かにし、且つ其の學の師受傳統等を考定する必要があるかと思ふ。辻文部次官の履歴をいふと、

幼名は鼎吉、後、理之助。又、新次郎とも新次とも改名した。雅號は信松、これは終始變らなかつた。松本藩士辻大淵介（後に漸と改む）如水の二男で、天保十三年壬寅（皇紀二五〇二・西歷一八四二）正月九日、信州松本に生る。廢藩の後は、筑摩縣士族に編入。明治七年十月、家祿を奉還して、平民に編入されんことを申請し、族籍を東京に移して、東京府平民となつた。四十一年十二月十二日、勳功に依り、男爵を授けられ、東京府華族に列した。

○師受傳統 次に師受傳統をいふと、幼時は木澤源一郎・同鼎藏・大久保宗都・柴田修三郎に就き、讀書と習字とを學び、

義四卷・左傳評釋十卷・周易講義八卷がある。

大久保宗都（松本藩醫）諱は實、漢籍に通じ、詩文を著くし、兼ねて書道に妙を得。

柴田利直（松本藩士）通稱修三郎。江戸に遊び、東條一堂の門に入り、専ら漢籍を攻む。學成りて藩に歸り、藩學崇教館の教授に任ぜらる。

又、成重の頃、外多流師範役稻村善太夫（後、爲道と改む）に就いて、劍術を學び、其の免許を得た。辻次官が心身の鍛鍊を致したのは、稻村師範の賜であつたと聞いて居る。

安政五・六年及び萬延元年（皇紀二五二〇・西曆一八六〇）の頃、蘭學者宇田精一郎及び門閥莊菴（後、秩父中と改む）相前後して松本に來つたので、二氏に就いて蘭書を學ばれた。

この宇田精一郎といふ先生は、一に北郷精一郎ともいひ、薩摩藩の浪士である。安政五・六年の頃、一時松本藩領信州筑摩郡和田村字境に流寓し、醫を業とした。當時、松本藩士吉武權内氏、此の先生の蘭學に通ずることを聞き、就いて之を學んだが、辻次官も同君に勧誘されて、共に就きて蘭學の初歩を學んだ。これが辻次官の洋學を學んだ最初であつた。この先生、一日突如として其の居を出で去り、後、其の行方を知らず。人と爲りは沈毅であつて、威厳があり、人格甚だ高く、凛として犯すことの出来ない風があつた。常に大志を抱き、大

辻文部次官を語る （岩垂憲徳）

稍長するに及び藩學崇教館に入り、漢籍を修め、學庸濟・四書濟・詩書濟・五經濟となり、しばしば賞與を受けた。濟とは修了の謂である。

木澤源一郎（松本藩士）諱を雅民といひ、天齋と號す。源一郎は通稱、後に晉輔と改む。嘗て學友淺田宗伯（漢方醫、信濃の人、栗園と號す。）と相盟ひて曰く、吾儕學術を以て名を揚ぐることはずば、復、吾が郷人に見えじと、乃ち高遠藩儒中村中條（名は元恒、字は大明、中書と號す。）に就いて學び、尋て江戸に出で、松崎慊堂の門に遊ぶ。明治二年二月、大學助教に任ぜられ、後、神祇史官に轉ず。十一年二月九日病歿す。年七十一。著す所、書經講義十五卷・論語解十五卷・詩經標注・老子評注・孫子評釋・兵要錄・演義・天齋遺稿等がある。長子成庸、家學を紹ぐ。

木澤成庸、通稱鼎藏、樟陰と號す。夙に家學を傳ふ。江戸に出で安積良齋の門に遊び、後、鹽谷岩陰に就き文を學ぶ。慶應三年八月、昌平校の教授方を命ぜらる。明治五年二月、神祇官出仕を命ぜられ、六年二月、教部省中講義に任ぜらる。著書多し。學庸講

に爲す所あらんとせしものの如くで、決して尋常の士人ではなかつたやうに記憶するとは次官の毎に話された所である。

又、秩父中といふ先生は、仙臺藩醫であつて、幼名を精一郎といひ、後、莊庵と稱す。杉田成卿及び同玄端に就きて蘭書を學び、刻苦勵精、業大に進む。其の醫業を修めたのは、蘭書修學中で、實に安政年間であつた。安政の末、萬延の初頃、松本に來つて醫を業とした。辻次官は之に就いて蘭書を學んだのである。大政維新の際、秩父中氏は脱藩して奥羽の軍に屬し、遂に官軍の爲に捕縛され、斬首の刑に擬せらる。氏は刑に臨みて曰く、身は是れ杉田玄端の門弟で、醫を業とするものであると。官軍之を聞いて曰く、果して然らば放免すべし。併し未だ遽に信ずることが出来ないといふ、醫範提綱一冊を出し、氏をして之を講ぜしめた。氏曰く、事、甚だ易しと直に執つて朗讀し、滔々として講ぜしかば、官軍は遂に氏を放免したといふ。幕末當時の事情が想見出來よう。一體、松本藩で、洋書を修めた最初の人は、竹中元之助（後、阪似水と改む）・西郷礪門（後、元善と改む）・吉武權内（後、樗と改む）及び辻次官であつた。其の蘭學を始めて學んだ人は西郷元善氏が第一、次は辻次官であつた。西郷氏は後、英學を攻め、慶應二年、幕府に召されて、開成所教授手傳となつた。これは當

時に於ける至大の名譽で、藩臣が召されて幕府の職を奉ずるなどといふことは、江戸時代稀觀の事であつた。當時、辻次官も亦、幕府に召されて、西郷氏と同役となつたのである。

元治元年(皇紀二五二四、西歷一八六四)七月、水戸藩士武田耕雲齋等が兵を擧げ、常・野の間を横行し、筑波山に據つた。

辻次官の先生であつた宇都宮鑑之進(後、三郎と改む)も之に加はつたが、實に文武兩道の達人であつた。

宇都宮三郎、兵學に精通し、殊に西洋の兵學及び砲術の奥儀を極めたのである。製造化學にも精しかつた。後、幕府に召されて蕃書調所教授方となり、次いで幕府の陸軍兵書調役となつて、新軍制創立に功があつた。維新後には大學大助教となり、次に工部省の技師長となり、歐米へ二度も視察に赴いたが、其の官にあると野にあるとを問はず、毎に製造事業に盡力したのであつて、今日我國のセメント製造業の如きは、全く先生の指導獎勵の功と稱しても可い。その他、窓の改善、砂紙の製造、酒醬油醸法の改善、解石散の發明から、火葬場の改善に至るまで、種々の事業に成效したが、要するに洋書を読んで、之を實地に應用したもので、先生は良成績を得るまでは、寢食を忘れて、之に従事するといふ熱心家であつた。

辻次官の環境及び師受傳統は、大要以上の如くであつた。

○學制頒布學制改革の功勞者 辻次官次官七十餘年の生涯は、日

麟祥の四人、大學東校からは佐藤尙中・岩佐純の二人を拔擢して文部出仕とした。此時は大木喬任が文部卿で、次官は大に用ひられ、文部省創始の事務に與かつたのである。文部省の事務を掌つてから、ずん／＼と昇進し、十三年には文部大書記官地方學務局長に任ぜられ、十四年には普通學務局長を仰付けられ、又、文部大臣官房長をも勤められた。

明治十八年、森有禮が文部大臣になると、大に辻次官を信頼し、次官は翌年、即ち十九年に文部次官に任ぜられ、當時の大問題であつた學制改革の事に與かつたのである。かくて十九年から二十五年まで文部次官の要職に在つて、學制の事に盡瘁されたのである。十九年の學制改革といふのは、其の要點をいふと、十八年の十二月、森有禮が文部大臣に任ぜられ、學制の改革を行ひ、帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令・諸學校通則等を制定したことである。

○兵式體操と辻次官 十九年の學制改革に於て注目すべきは、諸學校をして一般に兵式體操を行はしめたことである。これは言ふまでもなく當時の大英斷であつて、此時、辻次官は森文部大臣を輔佐し鋭意、之が實施に當つたのである。

體操といふ學科は、身を健かにし士氣を振動せんが爲に心身を練る術であるから、夙に採用されて、徒手體操・器械體操

辻次官次官を語る (岩垂憲徳)

本の普通教育に捧げたものである。其の文部行政官としての主なる功績をいふと、明治五年八月頒布の學制、同十二年九月公布の教育令、同十三年十二月公布の改正教育令、同十八年八月公布の教育令改正、同十八年十二月の學制改革等、文政の樞機に參し、毎に其の中堅の事務官であつたことである。凡そ因襲が久しくなると、革新することが容易でない。慣習の力は、往々本性であるかの如くに誤られるからである。辻次官は因襲に囚はれないで、毎に革新の念に充ち満ちたる教育行政家であつた。慶應二年九月、幕府開成所教授方を命ぜられ、引續き大政維新、朝廷に徴されて、政府の開成所教官に任ぜられたのである。

開成所は、明治二年六月に大學南校と改まつた。尋て四年に文部省が設置され、辻次官は大學南校から文部省に入り、文政の樞機に參し、果進して十九年三月、文部次官に任じ、二十五年十二月病氣辭職の日まで文部の行政に執掌したのである。

明治元年に開成所が大學校となり、二年に大學南校となつて、辻次官は大學南校の少助教に任ぜられ、四年に大助教に任ぜられた。同年、大學南校が文部省になると、次官は引續いで文部權少丞を拜命した。其の時、江藤新平が文部大輔であつて、元大學南校から、辻次官と加藤弘之・町田久成・箕作

など行はれ、教育の見地から重要視されたのである。明治十一年十月體操傳習所を設立し、米國人を招聘して其の教官たらしめたが、陸軍及び諸學校の體育狀況を審にし、我が國民に適當なる體操法を選定したのである。傳習所に於て約二十五名の生徒に教授すると共に、一般に之を普及せしめた。十一年十一月二日、始めて新體操術を東京女子師範學校(今の東京高等師範學校)生徒に實施せしめた。これが我が國に於ける學校體操實施の嚆矢である。同十二年四月二日より東京師範學校(今の東京高等師範學校)の生徒にも體操を教授し、爾後、大學豫備門・東京外國語學校生徒等にも及ぼし、其の普及に努めた。一方、指導者の養成にも苦心し、其の結果、十八年に前に述べた體操傳習所の教旨を更め、東京師範學校に併合し、其の附屬としたが、翌十九年の四月に之を廢した。兵式體操の我が學校教育に加はつたのは、此の時からである。

兵式體操は歩兵の操練に倣へる體操であつて、獨、教育上大切であるばかりでなく、國策上・國防上の大處・高處から見ても、極めて重要なことである。それが森文部大臣の時に實施されたのは、我が國の教育史上、特筆大書すべきである。而もそれは辻次官の熱心な進言と周到な立案とに成り、森文部大臣は、喜んで之を採用したものであることを忘れてはな

らない。今日、兵式體操創設者の功績を森有禮子にのみ歸するの、其の當を得ない。

辻次官は勤勉・緻密・寛大の三美德を具へ、和蘭學・佛蘭西學にも造詣が深かつた。非常に健康な方であつて、文部省在勤中、殆んど缺勤といふことはなかつたといふことである。これは全く青少年時代の修養鍛鍊の結果であると聞く、幼少の頃より、孝子といふ名は高かつたが病身であつた。それで讀書の外、劍術を學び、其の免許を得、尙ほ進んで槍術・馬術・弓術等をも習はうとしたが、父君は次官の病身であることを氣遣はれたといふことである。そこで山野を跋涉して身體を保養され、健康の人となつたといふ。初、兵學に志して蘭・英の學を修めたが火藥實驗の際、大火傷をなした。それ以後は、専心佛蘭西學を修め、開成所に於ても、佛蘭西學を教授した。時に二十五歳であつたといふ。次官は其の體験から軍事訓練の必要を痛感されたのであらう。又、平時の國防一旦緩急あるときの用意にも想像され、兵式體操を學校の正科に加へたいといふのが、次官の宿望でもあり、持論でもあつて、森有禮子の文相となるや、毎に之を力説し、其の容るる所となつて、之が實驗を見た譯である。この兵式體操のことは、次官の直話である。

する漢文書の出でんことを望むたのである。即ち、

明治十四年五月、文部省は小學教則綱領を頒ち、小學中等科以上に、漢文讀本を課したのである。これが小學にて漢文を課した創始である。此の新頒教則に従つて編纂した教科書の中、良書と思はるゝは、

明治十四年六月に出版になつた小學中等讀本三卷、これは辻次官の先生であつた木澤成肅の編輯に係る。其の凡例に

○官新頒教則、設小學中等三期、及高等四期、讀漢文之課は、是所以有此撰也。中等生徒一期讀一卷、則三期而三卷全了。進高等而後、要以四期讀四卷。故中等讀本撰文章平易者、高等讀本主雅馴。即所謂由俗入細、由俗入雅之意。○舊慣以蒙求及日記故事等授童子。雖然篇中、或不免有戾禮義、忤人情、害人智者。今以此篇換之。○此編多載文學・德行、及政治・功績、勤王愛國之事業。又雜出支那及西洋之美事。要在使生徒博學識、長文才、而誦讀不倦焉。○我國、固有君子國之稱。以爲尊禮守義之國也。然而後世事態變遷、人務利、人情稍趨輕薄、遺風殆將滅。是識者之所憂也。此篇、素雖非修身之書、亦抄出古人高節尚義之事蹟。故生徒誦讀之間、自有奮發其固有良心者。○古人教人之

辻次官を語る (岩垂憲徳)

○漢文教科書と辻次官 明治五年八月學制頒布以來、汲々として歐・米の知識を求め而も彼の最も長とする所を取つて、我國の最も短とする所を補はうと努力したものである。海軍は英國を學び、陸軍は獨逸・佛蘭西、醫療は獨逸、法律は佛國といふやうに、相率ひて彼を學ぶ中にも、取捨選擇する所があつた。學術と教育とは其の初、普及と實用と理學の知識とを必要としたので、多く米國流を學び、政府より派遣した學者も、多く米國の教育制度及び學風を研究して之を我が國に應用したやうである。要するに明治五年の學制は、佛・米の教育制に基き江戸時代の官學・藩學の制度を商量したものである。是に於て洋學が盛行はれ、漢土の書物は、すべて之高閣に束ねたものである。青少年の漢文讀本としては、日本外史・同政記・皇朝史略・國史略・近古史談・蒙求・文章軌範等で、經籍を讀むものが稀であつた。幸に文章を學ぶ必要から文章軌範が大に行はれ教科用書にも充てられたので、東洋道德維持書たるの觀があつた。書中の原道・箕子碑・嚴先生祠堂以下、道を載せた文章が少くないので、東洋道德が教科から離れなかつたのである。辻次官は小學校の中等科に前述の如き書物の採用されて居るのは、德育の爲にも智育の爲にも徹底しないとして、東洋道德維持の見地から、教科に適

法、各因其人資質。不必規規於一律。雖然讀而不熟、則亦何益。是以今立規則、使以二期讀一卷。要其熟、而不要其多、則庶乎情熟有得矣。

同、八月に出版になつた小學漢文讀本二卷、これは仙臺の木村敏の編輯したものである。其の例言に、

○今茲五月、文部省頒小學教則綱領、小學中等科而上、課漢文讀本。蓋小學課漢文、屬創始。以故世之適其用之書。(中略)乃採集諸家文云々。○小學課漢文、凡三年有半矣。蓋當不下二十數卷。(中略)先撰是編、第二編以下將次撰之。○解文、須自近易者始。近易者邦人之文爲然。故自是編至第三編、專收本邦諸名家之文。若夫漢土諸名家之文、第四編以下、當收之。○是編務收短篇小什。近易之文、外在於此也。乃長篇大什、則當自第二編收之。(以下略之)

之を現行漢文教科書に比ぶれば、まことに隔世の感がある。先覺の遺るゝ所、後覺之を補ひ先知の繆れる所、後知の人、之を匡す。日進月歩は、天下の通則である。文部省が設置されてよりまさに七十年、聖代の文教洋々として、邑に不學の徒なく、教育の效果日に形はるゝを見ると先覺・先知に對する感謝の念轉切なるものがある。

森文部大臣を偲ぶ

法學博士 木場貞長

◆余は今年は八十三歳の老齡にて記憶は鈍り精力は衰へ五十餘年前の事を御話することは如何かと思ふも、切角の御依頼ゆえ一通り御話して見よう。素より文獻に就き精査する氣力もなければ、思想を練る暇もなきゆゑ順序も立たず、記憶違ひや思ひ違ひが混入するやも知れざれども、其れは寛恕して貰ひたいと思ふ。森先生の事は是迄數回御話した所であるから、今日は傳記や部分的の御話を詳述することは成るべく避くる事とし、其の全般に亘り思ひ出の儘拾ひ擧げて陳述して見たいから其の積りで見て戴きたいものである。

◆文部大臣は、各省大臣の中でも最も多くの更迭があつたが、その中で森先生は最も光つた存在であつて優れた特色のある大臣であつた。森先生が大臣になられたのは明治十八年十二月太政官が廢止せられ、内閣制度が創立されて第一次伊藤内閣が出来た時であつたから、初代の文部大臣となられた譯で

ある。先生は明治十七年五月大木文部卿の下に文部省御用掛として始めて入省し、入省早々大臣以上の權力を有つて居られた。それで大臣としての在職は明治二十二年二月憲法發布の日遭難せらるゝ迄三年餘に過ぎないが、文部行政に重要な關係を持たれたのは、四年以上に及んでゐるかと思ふ。

◆森先生は長く外交官であられ歐米の事情によく通じて居られたが、明治十五年、伊藤博文公が憲法取調べの爲に勅命を奉じて歐洲に赴かれた時、時のロンドン駐在の日本公使たりし森先生は、伊藤公を巴里の旅館に訪問して夜を徹して國事を談じ、我が國に立憲政治を布き、國運の隆昌を期せんとするならば、先づ教育を改善振興せしむる事が最大緊要事なるを高唱されたが、其の結果兩氏の意見全く一致し、その間互に意氣投合するものがあつたのである。そこで他日相共に國事に協力する場合には、森先生は教育の事を擔任すべしとの

諒解が成立したのではないかと思はれる。その後間もなく森先生はイギリスに歸任して更に教育の事を研究調査して他日の爲に大いに備ふる所があつた。この事は木村匡氏の「森先生傳」の伊藤公の序文の中にも記されてあつたやうだが、先生が明治十七年文部省御用掛を拜命され、續いて伊藤内閣の成立とともに文部大臣に就任せられたその間には斯様な経緯が存して居たのであつた。此の一事を以てしても森先生が教育の事に深い信念を有し、普通凡庸の文部大臣でなかつた事がわかるであらう。

◆然し、森先生は教育の重要性を認識すると同時に本來教育の事は好きであり、深い關心を持つて居られたことは事實である。又、先生自身は學者肌のところのあつた事も疑ひないやうである。先生は慶應元年に鹿兒島藩より歐洲留學を命ぜられて、幕府を憚り澤井鐵馬と變名して渡英せられたが、當時はなほ、十九歳であつたかと思ふが、流石弱冠の身を以て藩の選拔を受けただけであつて、和漢の學問に相當の素養があつたやうである。森先生は維新後歸朝して官に仕へ、新知識として重用せられたが、一世を驚かした廢刀論を提唱せられた爲に、官を罷めて郷里鹿兒島に歸るのやむなきに至つた。鹿兒島では子弟を集め、自ら塾を開き英學を講ぜられ、又、

同志會合して講演會を開き歐米の話など聞かせて啓蒙の途を努められたといふ事である。凡そ國運を開發向上せしむるには教育が第一であるといふ信念は先生の深い特論であつたから、郷里に歸つては此の様な活動を以て樂とし、巴里にあつては伊藤公と會見し前に述べた通り教育の必要を強調せられたことは毫も異とするに足らぬのである。

◆森先生の學問としては、今申したやうに和漢學の素養も相當あつたが、英國に渡つてから殊に政治、經濟、或は歴史、哲學等に注意し、英語と共に其の研究を積まれたことは言ふ迄もない。それで先生は政治家であり、又學者であつて、而も愛國の念は特に深刻を極めたものであつた。先生は始めて歐洲に渡り、英國を初め列強の實情を探索して其驚くべき巨大の實力を有することを知るに及んで我が國の前途に容易ならざるものあるを痛感し、悲憤慷慨愈々益々愛國の念を固め且つ之を深めたものであつた。されば先生の歸朝後の言動は世の所謂政治家とその選を異にし、一身の利害を外にして毀譽褒貶を顧ず、その志は一意専心國家に奉仕し、我が帝國をして世界列國の間に立ち、その生存競争裡に優勝せしめ一大雄邦たらしめるにあつた。明治二年には早くも武士の魂と言はれた帶刀を全廢せしめんとする廢刀論を元老院に提唱し、

一世を驚かしたのも是によつて朝野を覺醒せしめんとするの精神に外ならなかつたやうである。又、女子教育を鼓吹し男女同權論を公表せられたのも、女子の地位を引き上げ十分の教育を施して母たるの義務を完全に果さしめるにあらざれば、次代の國民に多くを期待す可らざるを悟られたからであつた。——尙、先生が福澤諭吉、神田孝平、箕作秋坪、津田眞道、加藤弘之、西村茂樹その他の先覺者諸氏と共に明六社といふ研究會を作り、明六雜誌を發行し、又講演會を催し歐洲文化を紹介するに努められたのも同じ目的に出たのである。その他、森先生が舊弊を打破し啓蒙の實を擧げんとして發表せられた各種の意見は勿論、日常の言動も、維新直後の當時にあつては國外の事情に疎い衆人の諒解を得る事困難で、往々誤解を招き非難の種となつた事の多かつたのは、餘儀ない成り行きと謂はねばならない。尤も、こんな時代でも、先生に接近し先生の眞の姿を知る者は、先生の深刻なる愛國者にして偉大なる國家主義者であることに疑念を有したる者はなかつたと思ふ。福澤先生は森先生が遭難後人に向ひ、西野（刺客が三日森に仕へたならば大の森崇拜家となりしならん）に眞に惜しい事をしたと話されたと聞くが、熊本に佐々木某といふ知名の士があつて教育界に重きをなしてゐたが、此の

られなかつた事は更に異とするに足らぬ次第である。蓋し維新の當初は國體に關する限り何等議論もなければ心配もなかつたが、時勢の進運と共に自由主義とか民主主義とか平等主義とか社會主義とかその他種々の主義が擡頭し、遂には國體に關する横議すら見るに至り、美濃部問題の發生するに及んで一世を驚かし、爾來盛に皇室中心主義が高調せられて天下を風靡し、今や人心再び歸一して國體に疑義を懷く者なきに至つたのは結構の事である。森先生も定めて泉下に喜んで居られることと思ふ。

◆森先生は又歐米心酔者で耶蘇教信者なりと疑はれ、我が國の神道を無視又は輕視する不敬漢のやうに誤認せられ、今日に於いても尙これを非難する者跡を絶たないやうであるが、余が知る所を以てすれば先生は確に純眞なる敬神家であつた事を明言するに吝ならざるを思ふ。先生は海外留學中宣教師の世話を受け多數の耶蘇教信者と交際せられた事は事實であるが、先生が果して洗禮を受けたかは疑問である。該宗教に屬する以上は信者名を貰はれた筈であるが、これを知る者は一人もなかつたやうである。又、先生は余に對して公務上に於ても私交上に於ても耶蘇教を説かれた事は一回もなかつた事を斷言し得る。先生は會葬の場合はイザ知らず、東

森文部大臣を偲ぶ（木場貞長）

人は國粹主義的傾向を有し、森先生には寧ろ反感を有つてゐたやうである。然るに誰かの紹介で先生を京都の旅館に訪ひ、その意見を聞き種々議論の末遂に森先生崇拜家の一人となり、長くその友誼を完うしてゐた。凡そこれ等の事實は要するに上述の森先生觀が余の一家言にあらざることを知るには十分ならんかと確信するものである。

◆森先生は前にも述べた如く卓識を有し偉大なる愛國者であつたが、その考が時代に對して進み過ぎてゐたので、往々歐化主義者と誤解され、その結果國家觀念まで疑はれたこともあつたと思ふ。然し先生は確に熱烈なる日本主義者であり、而も先生の日本主義は皇室を中心とし何事も朝廷の御爲をもととして出發して居られたのであるが、先生の時代には王政復古と共に幕末に盛に高調せられた勤皇主義や尊皇主義など國體に關する問題は全然解消して國論の一致を見、復之を繰返すの必要なきに至つたので、先生は餘り之を口に出して言及せらるることはなかつたが、我が國體には大なる誇りを有し、此の事を以て當然過ぎる程當然の事とし何事もこれを中心として考慮せられた事は寸毫の疑ない所である。特に皇室中心主義といふ語は當時は存在せず主義といふ語さへ餘り使用されてゐなかつたから、先生がこのイデオロギイを高調せ

京其の他で教會にゆき、説教を聞かれた事は絶無であつた。

地方巡回の折にはよく神社に參詣せられたるも、教會を見舞はれた事は一回もなかつた事を保證する。先生は他人を引見して議論を闘はす事が好きであつたが、學者や神職などに對しても哲理を交えて議論せらるゝ事が多かつたので、何等哲學の素養のない人々にはそれを以て耶蘇教を説くもののやうに聞え、少からざる誤解を招かれた事も忘れてはならぬ。

◆森先生はよく地方の學事を視察し、余が隨行しただけでもその足跡全國の半に達してゐるが、宿泊地に名ある神社があれば必ず參拜するを例として居られ、時には廻り道をしても參拜する事を忘れられなかつたのである。そのやうな場合に幣帛料を奉納せられた事は勿論である。伊勢神宮參拜の際惹起せられた不祥事件は、實は先生を排斥しその失脚を目的として仕組まれた或一部の人々の陥穽に落ちたものであつて遺憾千萬の次第であるが、併しながら先生が多忙な巡回を差し繰り遠廻りして遙々參宮せられた誠意は十分買つて然るべきであらう。

◆森先生の神道に對する觀念は神職や學者などの見解とは相當隔りがあつて必ずしも一致するものではなかつたことは察するに難くない所であるが、それはそれとして森先生を以

て神道に對する不敬漢のやうに思ひ誤り、これを問責せんとするが如きは當らざるの甚しきものとして斷じてこれを排撃せざる可らざるを思ふ次第である。

◆森先生は國民教育に重大な關心を持つて居られたので、先づ師範教育の改善に最大の努力を致された。既に文部省の御用掛の時代から、學監とか何とかいふ名義で（名は忘れた）校長の上に立ち、自ら東京高等師範學校の指導者となりて其實權を掌握し、教育改善の事に着手せられたのであつた。文部大臣に昇任し、文政の表面に立つやうになつてからは、ひとり直轄の高等師範學校のみならず、地方の師範學校に對しても、その改善に渾身の努力を拂はれたので、師範教育は格段の進歩を爲し、全く面目を一新したのである。それで、五十餘年を経た今日に於ても師範教育と言へば、必ず森先生が想起されるのは何の不思議もない次第である。實に我が日本の師範教育の基礎方針が確定されたのは全く森先生の力であつた。明治十九年公布の師範學校令によれば、中央に官立の高等師範學校を、地方には府縣立の尋常師範學校を置き、生徒は總べて給費として、教育の主眼を、「順良・信愛・威重」の三氣質に置いて、これを勅令の中に明記し、この三氣質を養成する方法としては兵式體操と軍隊式寄宿舎制度を採用した。こ

たからである。森先生は兵式體操を強烈に奨励された爲、それは先生の物好きか氣違沙汰のやうに語り傳へた筋もあつたやうだが、實際は、そんな生まやさいいものではなく、深い信念の下に皇國の地位を富岳の安きに置くの基礎を造る事がその目的であつたのである。

◆森先生は學校經濟の事についても深い意見を有つて居られたので、師範學校の豫算は、陸軍の豫算式に倣ひ根據ある數字に基づき編成せしむる事とし、例へば、衣服は在學三年中に夏服何枚冬服何枚、單價何圓、襦袢は何枚、單價何圓何拾錢、鉛筆は月に何本、ノートは何冊、紙は何枚といふやうに調べあげ、その堅實な基礎によつて編成したものを府縣會に提出せしめたので、府縣會では妄りに異論を挟んで、これを修正又は削除を加ふるの餘地がなかつたのである。又、學校經濟としては、義務教育に屬する經費は専ら市町村費に負擔せしめ、中等學校は地方税と少額の授業料を以て支辨せしめ、大學を始め高等官立諸學校は國庫の負擔に屬するも、出來得る限りは學生より授業料を徴收して其の費用の一端に充てしむる方針をとつて居られた。當時、國費多端にして殆んど其の負擔に堪へざるものありし爲、高等學校に限り府縣聯合してこれを設立維持し得るの途を開かれたが、其れ

森文部大臣を偲ぶ（木場貞長）

んな意味合から高等師範學校校長には、普通一般の教育家を採らず、當時軍務局長として陸軍部内に令名高かりし山川浩將軍を迎へたが、それには將軍自身に難色あつたが、閣僚一同の賛成を以て時の陸軍大臣大山巖君を煩はして懇請せしめ、將軍は大臣と會見の末其の意氣に感じ遂に快諾となつたのである。森先生は師範教育の内容に就いても種々改善を行はれた事は言ふ迄もないが、特に兵式體操に重點を置き、人格陶冶に努められた事はその特色の一であつた。又、先生は師範學校を優遇することを忘れず、高等師範學校は大學の次として直轄學校中の首位に、府縣立師範學校は府縣立學校中の首位に引き上げ、教員優待の途も随分苦心せられたやうである。蓋し當時の教育者は兎角冷遇され勝ちであつたが、師範教育に従事する者は特に甚しかつたから、良教員を得る目的から言つても之を優遇するの必要が多かつたからである。◆森先生は兵式體操を重視し、師範學校は勿論小學校を始め、各種の中等學校にこれを普及せしめたい精神で居られた。先生の本心は時機が熟すれば大學始め高等の學校にもこれを探り入れたかつたのではないかと思ふ。それは一面には人格の陶冶に資し、他面には一朝事あるとき舉國一致國防に當り得るの實力を培養するに貢獻する所鮮からざるべきを看取せられて居

は種々の事情により實行困難に陥り實施を見ずに止まつた。又、個人又は團體の寄附金によつて中等以上の學校を設立し、文部大臣又は府縣知事の管理を受け、官立學校の取扱を受け得る途も開かれたが、此規定により鹿兒島や山口の高等中學校が實現し又數個の中學校が設立せられたのである。

◆森先生は義務教育に對しては無月謝主義を堅持して、これが貫徹を計り、大體に於いてその所思を遂行せられたが、止むを得ざる場合には除外例を許され、高等小學校に對しては稍々寛大であられた。中等學校以上の學校に就いては寧ろ月謝主義の主唱者であつた。先生は苟も自分の希望により、高等の教育を受けんとする者は宜しくその學費は全部とは行かざる迄も其の一部は出來得る限りに於いて自力を以て支辨するが當然の事であるとして、月謝主義を堅持して居られた次第である。然るに先生がこの月謝主義を堅持して居られた結果、世間に誤解を招くに至りたれば、刺客がこれを利用して森家の虚を衝き、その非行を遂げ得るに至つたことは遺憾千萬の事であつた。

◆森先生は、女子教育についても先覺者であり、又熱心家でもあられて、女子教育を盛にして女子の位置を高め、小國民を完全に教育し上げる資格を與ふことが我が國の文明を向

上進歩せしむる最大急務なるを確信して居られた。女子教育が宜しきを得なければ教育の全體が脆弱にして愛國心も昂まらず、國家の富強を期し得るものではないとして居られた。

又、女子を教育するには特に國家を思ふの信念を高調培養し置く事を極めて必要なりとし、その爲には、教場に數枚の額を掲げ、それに、母が子供を養育する圖、子を教へる圖、成年に達して軍隊に入らんとし母に訣別するの圖、國難に際して勇戦する圖、戦死の報が母の許に達したる圖、といふやうなものゝ掲げて常に此精神を鼓吹し、女子に充分の感化を與へ得た時が女子教育の理想に達した時であると申して居られた事を想起するが、先生が常に國家といふ事に重點を置かれた事は此一事を以て見ても判るであらうと思ふ。凡そ百般の教育施設も皆是れ我が國家の爲に遂行するものにして、勇往邁進其の實現を期せざる可らずとの信念は寸時たりとも先生の念頭を離れる事はなかつた次第である。

◆森先生は實業教育にも深く注意を拂はれてゐた。實業學校といつても、當時、時世がそれ程その必要を感得して居なかつたから、先生の奨勵されたのは第一に商業學校であり、これについて農業學校であつた。明治八年には既に先生の私費を以て東京に商法講習所を設けられた。これは先生が特命全

良い方であつたが、森先生の意をうけて大學の改善を計るには適任であつた。特に幸な事には當時有力なる大學教授中には森先生から其の公使時代に恩遇を受けた人々が數名あり、相互の間に意志の疏通し易かつたことは勿論であつたから、大學に對する森先生の意見が行はれやすかつた次第である。余を以て之を見れば、文部省の意志が大學に對して最も良く、最も強く行はれたのは森先生の時代ではなかつたかと思ふ。

◆我が國の學位の制も森先生の創設したところで、明治十九年勅令を以てこれを發布せられたのである。その後幾多の改正を経たが、根幹は動いて居らず、その中で最大の改正は最初は文部大臣がそれ〴〵の手續を経て（國家の名に於いて）直接學位を授與する事になつてゐたが、後には學校側が自ら審査し文部大臣の許可を得てこれを授與する規定になつたことではないかと思ふ。學位の授否は學術研究の成果によるのであるから、學位授與の事が我が國學術の發展にいかに重大な貢獻をなしたかは今更言ふ迄もない。尙附言して置くが、學位令制定前は學士といふ學位があつたが、其れは大學の規則中に定められ法令を以て定められたものにあらざりしゆゑ、學位令發布後尙學位と認むべきかは問題である。實際の取扱として此點は舊き學士は其の後の稱號として認められたる學

森文部大臣を偲ぶ
(木場貞長)

權公使として清國に赴任される際に東京商法會議所にその管理が移つたが、一轉して東京市、又農商務省の管轄に歸し再轉して文部省所管に入り、後に高等商業學校となり、幾多の變遷を経て今の東京商科大學となつたものである。工業學校については、其の頃は我が國の工業は尙幼稚にして、概ね舊慣に依り世人は未だ學校教育の必要を悟らざりし故、森先生は明治十四年に創設せられた淺草の東京職工學校（現今の東京工業大學の前身）を以て我慢し僅に低級の木工科、金工科等を獎勵するに止まつたやうである。尤も高等工業學校としては大學の理學部に工學科の設あり、工部省に工部大學があつた。又農業學校に就ては高等のものは文部省の所管にはあらざるも札幌農學校駒場農學校があり、低級のものは府縣に於て進んで之を設立し全國には二十校内外出來て居たから先づ心配の必要もなく、文部省が特に鼓吹するに至らなかつた。

◆大學について森先生が深甚なる注意を拂はれて居た事は言ふ迄もないが、明治十九年三月勅令を以て帝國大學令を發布せられ、茲に於て綜合大學制の基礎を確立し、在來の東京大學は工部省所管の工部大學校を併せて帝國大學となつたが、初代の總長には東京府知事渡邊洪基君を迎へて其の敏腕を振はしめた。渡邊君は誠に圓滿で常識に富み學者達にも受けの

◆大學について森先生が著書した『明治の教育』に於いて、ふ迄もないが、明治十九年三月勅令を以て帝國大學令を發布せられ、茲に於て綜合大學制の基礎を確立し、在來の東京大學は工部省所管の工部大學校を併せて帝國大學となつたが、初代の總長には東京府知事渡邊洪基君を迎へて其の敏腕を振はしめた。渡邊君は誠に圓滿で常識に富み學者達にも受けの

士と同様の取扱を受くる事になつて居る。

◆森先生は又、中等學校以下の教科書について容易ならざる苦心を拂はれ、種々の研究者をなし、その改善を計ると同時に教科書に關する各種の弊害を除去するに努力せられた事は顯著な事實であるが、その事は餘り世間には傳はつて居らぬかと思ふ。元來教科書は、明治の初年にはそれ程の賣れ高もなかつたが、明治十三年改正教育令の發布後就學兒童の増加すると共に段々賣出し、森先生の時代には莫大の賣れ高を見るに至つたので、利を追ふ者之に蟬集しその弊害底止する所を知らざる有様であつた。蓋し當時の制度では小學校の教科書は府縣知事が既に公刊して居る書籍中からその府縣内に使用すべき教科書を選定し文部大臣の許可を受ける事になつてゐたから、一の府縣に採用せられれば巨萬の賣れ高を見る實情であつた爲、學務課長に對する運動は激烈を極め種々の醜聞も聞え、捨て置き難い有様に立ち至つてゐた。又、文部省を始め學校教員などが教科書の編纂等に關係し非難を受けるが如き場合も少くなかつた故に、此等の人々が教科書編纂に關係する事を禁壓し、又、各府縣には圖書審查委員會（此委員會は似寄りのものが前からあつたかと思ふ）を設けしめて、委員の組織を限定し、嚴重な監視の下に教科書を選定することに

定められた。そしてその選定すべき教科書は文部大臣の檢定済のもの外は文部大臣の許可を受けしめた事は言ふ迄もない。併しながら、教科書に關する醜運動は病膏肓に入り、いかなる方法を以てするもこれを根絶するに由無かつたのは事實であつた。森先生は此等の弊害を排除するに苦慮し、自ら種々の考案も立てられたが文部省に於ては自ら教科書を編纂し民間の書籍と並び行はしめ、天下に教科書の模範を示すと共に叙上の各種の弊害を緩和するの一助に資せんと試みられた。それには伊澤修二氏を重用して圖書局長に据ゑるその腕を揮はしめられたが、それに對しても爲めにする所の種々の反對運動が起り、教科書編纂のことを中止せしめようとする運動すらあつたのであるが、遂に其難關を切り抜け文部省編纂の教科書を完成して其目的を貫徹するに至つた。

◇教育勅語の御下賜は森先生遭難後の事であるが先生が大臣を拜命せられた頃は、我が國修身教育の方針は混沌として定まらず、僅に儒教主義とか嘉言善行主義など唱へてお茶を濁して居り全く行詰りの状態であつたので、森先生は自ら奮つて中等學校に於ける修身教科書の作成に着手する事に決意し、教育界に知られてゐた能勢其他一名を文部省の囑託として手許に置き、數回に亘つて自ら大要を口授してその趣旨を

敷衍編纂せしめられた。その結果出来上つた書に倫理教科書といふものがあるが、先生はこれをコンモンセンスフキロンフキーと言つて居られた。常識に基づいた倫理書といふ意であつたらう。先生の苦心の結晶に外ならない此の書は先生薨去直前の頃出来上つたものと思はれるが、刊行にはなつたが直ちに忘れられ、今はその存在すら知る者が無いのは、地下に於て無念の事であらうと思はれる。

◇斯様に森先生の活動は教育の全分野に亘り、且つその効果も大いに現はれ、教育界の爲期待する所甚大なるものがあつたのに、憲法發布の歴史的な日に突如遭難されてしまつた。先生遭難の因となつた伊勢大廟に於ける所謂不敬事件なるものについては、余は毎度人々にその真相を語り、又、随分詳細な講演をした事もあるから、今繰り返し述べないが、何しろ彼程偉大にして愛國心に富んだ大臣が巧妙なる宣傳の爲あのやうな不幸な疑惑を受けて空しく横死されたのは誠に千古の痛恨事で、眞に感慨に堪へない所である。天若し先生に壽を借さば、先生は獨り教育大臣たるに止らず、憲法治下に更に重大なる役割を演じ、躍進日本に如何に大なる貢獻をされたであらうか蓋し知る可らざるものがあつたと思ふ。

井上文部大臣を語る

工學博士 子爵 井上 匡四郎

與へられたこの題で、注文の原稿を書く。

人の子としてその親の事を話すのは頗る困難である。殊に公私の別もあるのに、その公事を語れとの注文に對しては、躊躇せざるを得ないのである。が仕方がない、なんの修飾をも加へないで、ありの儘の處を少し語つて見よう。

父は若い時から教育に就いて或る關心を有つてゐた。それは明治四年に大學の中舎長であつた時に、辛未學制意見の一文を草して當路に提出したのが始まりで、それに據ると當時の教育、生徒の風儀、習慣、課業等の大體が髣髴されてゐるが、一一掲出するの繁を避けて、只その條目のみを擧ぐる。

- 第一條 語學正則の便宜
- 第二條 變則便捷の法
- 第三條 設_ニ編纂_一
- 第四條 督_ニ勵教員_一
- 第五條 正_ニ生徒行節_一

井上文部大臣を語る (井上匡四郎)

第六條 廣_ニ洋行生_一

以上の條目で施設方法を開陳してゐる。

それから程なく依願免官となつて、右意見がどんなになつたかを知らない。

又參事院議官時代の十四年十一月に、復た教育意見を太政大臣、左右大臣に提出した。當時の社會風潮が痛く青少年の腦漿を刺激して過激な思想を激成せんことを恐れた結果であつた。その項目、

- 一、都鄙の新聞を誘導す
- 二、士族の方向を結ぶ
- 三、中學並に職工農業學校を興す
- 四、漢學を勸む
- 五、獨逸學を獎勵す

以上は文部大臣たる以前に提出したものであるが、父が教育に或る關心を有つてゐた徴證として掲出して置く。

×

父が文部大臣に任ぜられたのは、二十六年の三月で五十一歳の時であつた。任官後間もなく六月に教育上改良を要すべき施設の方案を具へて閣議に提出した。それは

第一 初等教育の最終目的たる教育普及は、明治十六年までは長足の進歩を示したが、十七年以後は一頓して退却の統計を示して、今日でも學齡兒童の就學者は、百人につき五十人餘に過ぎない。

教育の恩恵は中等以上の人民に行はれて、下級人民は局外に放棄せられてる感がある。それは人民生活の低度なるに因るも、教育設備の完全を望むに失して、就學費の不廉なものも亦その一大原因である。昨年の第四議會で議會はこの點に向つて政府の意見を質問したが、河野前文部大臣は政府は將來に於て普通教育の普及を圖る方針ではあるが、その着手の方法は明言し難いと答へた。今、政府は財政の許す限りに於て教育費を國庫から補助し、漸次に授業料を低減し、事情の許す限りこれを廢すること、夜學校半日學校を誘ひ、貧民及び職工の兒童に低度の教育を及ぼすこと、教科書を低廉ならしむる方案を求むること、これ等がその要件である。

第二 工藝教育の必要は歐洲では佛國が最先に創設して以

來、大陸各國に模倣されたが、我が國の教育家はこの切要な事業に向つて茫然遺忘してゐる感がある。

この工藝教育を實際に施行して、その結果を收むる方法としては、まづ(一)高等小學の程度に於て、實業補習の規定を設けること、(二)各中學に附屬する實業學校を誘ふこと、(三)一二樞要の地に於て工業學校を補助すること。

第三 今の高等學校を経て大學に入るには、歲月を曠過して中途で廢學するのが多い。否らざるも二十六七歳乃至三十歳で卒業して、遲暮の嘆あらしむるを免れない。この弊を救ふには一は五箇の高等中學を廢して大學に豫科を設け、又は中學の卒業程度を高めて相接續すること、その二は今の高等中學を利用して一步を進めて各科専門の學校としてその卒業者を材器に應じて國家樞要の資格を與へ、今の帝國大學は専ら學術の蘊奥を究むる處たらしむること、この二説を熟考するに、第二説が尤も實際に行ふべきものゝやうである。

然るにこの高等中學の改正を行ふためには、上は大學から下は高等小學に至るまで、その學課程及び年期上に聯貫波及するの結果を生じ、學制上の一大變動を起すの已むべからざるものがある。

第四 大學の改革は俸給令を改めて、教官の體面を維持し、且つ後進の教授を奨励し、又教授會を設けて自治の道に就かしめ、農科大學の實用を失ひて空理に流るゝの弊なきやうにすること。

第五 教育の源は、師其の人を得るに在り。今高等師範學校を振作して、師範たる教員の氣風を養成し、普及教育の淵源を澄清するを要す。

第六 女子教育は木戸孝允の文部卿たりし時に奨励して、始めて我が國の婦女をして教育界の一半要素たることを知らしめたが、その後復た振はずして、現に各地方會議に於て師範學校附屬女子部の經費を廢したのが、二十餘縣に及んだ。今の計をなすには、各地方師範學校附屬女子部に代ふるに、女子高等學校の制を以てして、その師範たる者を養成する爲に、東京に於て唯一の高等女子師範學校を振作するの一方あるのみ。

第七 文部省は國家全體の學政を統率して、全國公私の學校を監督する責任あるに拘らず、只官公學校の保護者たるを務めて、私立學校に關しては、進んでこれを扶掖誘導せず、退いてはこれを監督規律することを務めない。今にしてこれを改めて私立學校に對する規程を定め、監督と保護とを並び行ふの方法を採らねばならない。

と、以上の七件を擧げて政府に提言した。而してこの教育

井上文部大臣を語る (井上匡四郎)

上の一大改革を企て、事三四分に至り、或は七八分に至りて半途にして蹉跎するやうな事があつては、事業の成效を見ざるのみならず、却つて潰裂四出して收拾されないやうな恐がある。本官が本議を以て閣議に提出したわけであると言つた。そして又この改革を果すためには高等教育會議の必要を信ずると附言した。

伊藤首相は上記の請議を接受して、直に下のやうな書翰を父に送られた。

教育事務上前途改良ヲ要スベキ事項御開示熟閱セリ。勿論今日ニ於テ因循姑息舊來ノ積弊ヲ彌縫シ當坐遁レニ終ルガ如キ拙策ヲ御採擇相成度ト勸告ハ不仕候。又、内閣全幅ノ贊助ヲ與エルコトニ異論アルヘキ筈無之候間此段御安神可被下候。乍然、事務上ノ事ハ精密熟議ヲ要スベクト被察候ニ付、近日歸京ノ上寛話叩尊慮可申、勿々奉復。

六月八日 博文

梧陰先生坐下

父はその改正案が閣議を経た後に於ては、専らそれを施設に移した。その間に於て運爲した實際については更に下段に述べる。

父が文部の當局となつた際には已に醫すべからざる痼疾を受けてゐた。がそれをも意とせず、一層の努力を傾倒して諸般の改革施設に熱中し、下に聴き上に諮り、汎く民意を採り

て教育更新の案を立てた。

その頃國民新聞に『世人往々その偏狹にして、大臣の器なきを危ぶめり、獨斷的にして、漢學再興の制を取らんかを憂へたり。官立學校に僻して、民間私立學校を迫害せんかを慮れり。法律攻めに於て教化の眞意を誤らんかを患へたり。而して皆案外なりき』と記した。

父の思想精神を熟知せなかつた者には、案外とも意外とも感じたであらう。が、父は社會の現状と教化の程度とを常に考慮してゐた。學問の民衆化によりて、國民の文化を向上させ、更に職業教育を奨励して、一般庶民の生活と教育とを合致させ、一面又體育を盛んにし、質實剛健、簡朴儉素の風を涵養することに依つて、健全な愛國人を造らんとした。

又文部積年の弊風を打破し、省内の空氣を淨化し、その機關に活力を附與して、着々自己の所信を斷行した。特に高潔な品性を以て範を垂れたと云はれてゐる。

父は前に云つたやうに痼疾に罹つてゐたので、一身を度外視して、瞬息の間もその浪過を惜みて、銳意その職責に盡瘁した。その委曲の情節は大要下のやうである。

一 父が(一)普通教育に對する意見は、理論よりも實際に即して、特に繁冗曲折を避けて、極めて直截簡的に、各々その情勢に順應せしむべく苦心した。その頃京都の師範學校で開

催された同地の教育會での演説に、第一、君徳を仰ぎ 至尊陛下の教育上に寄せさせ給ふ大御心を奉體し、これが普及を謀るは我々の責任、第二、何故に教育の普及を謀るかといふに、國を強くせんが爲と言つてゐるのは、その普通教育に對する眞意は、忠君愛國を以てその中核とし、これを繞らすに質實剛健の氣風と實際的技能を以てして、國の富強を達成すると信じてゐたのである。

(二)普通教育に關する法令の施行については、從來規定されてゐる地方學事通則、小學校令、竝に同附屬命令等が存在してゐるが、その管理施行の實際に於ては、各地方の情況により相同じからず、それは各地の事情に適する方法を採らしむるを要す。而して文部省は主としてその監督に任じ、監督の寛嚴は事宜に應じて裁量すべきであるとした。從來地方學事通則、小學校令に拘束せらるゝ結果、學政上細大となく文部省に稟議するの法を取り、上申下行、頗る繁雜を極め、延いて停滯彌久、時機を失することが多かつた。此の如きは宜しく事實を査覈して地方の便宜に委して妨げざるものは、これを地方長官の權内に從屬させてその責任を重くし、且つ文書の往復及び延滞を簡捷ならしむる途を取るべしとして、明治二十六年三月二十九日の官報で省令及び訓令を發布した。

それから又、中學校補習科の毎週教授時間の制限は府縣知

事これを定むべしと二十七年二月二十一日の官報で省令を發した。それ等の結果、往復文書の數、優に十分の二を減じて、その成績も従前よりも頗る良好となつた。

此の如きは單に地方の事宜により教育施設の簡捷を計つた一端に過ぎないが、一面には又、就學兒童の増加を計つて普通教育の根本主旨を徹底することに腐心した。

(三)兒童就學督勵、(四)小學校教員加俸國庫補助等を謀られた。これは法案として議會に提出されたが、第五議會の解散によつてその儘水泡に歸した。

二 父が計畫の緊要なのは、實業教育で、(一)その奨励として二十六年に實業教育費國庫補助法案を時の議會に提出した。

當時の情況を案するに、實業教育については、僅かに教育界の處女地に一推の鋤を入れたばかりで、それが耕耘には更に多大の努力と財力とを要すべき時であつた。然るに時の民力は到底その負擔にたへないで、到る處地方政費の輕減を訴へてゐた。その國庫補助法案を議會に提出したわけであるが、第五議會では空しく委員の手に握り潰ぶされて、第六議會で可決されて、二十七年六月十二日の官報で發布された。

然るに、實業教育の國庫補助は、政府財政の都合上、僅かに年額十五萬圓を計上せられたに過ぎなかつたので、徹底的にその目的を遂行し得ざるを以て、補助施設の方針は先づ急

井上文部大臣を語る (井上匡四郎)

務中の急務たる工業を補助し、新に設立さるゝ簡易實業學校を先きにすべきことを、地方長官に内訓された。

(二)實業教育の施設としては、農事教育の一日も忽かせにすべからざるを思ひ、二十七年七月に簡易農學校規定を發布して、地方子弟のために簡捷な農事教育の道を開き同時に徒弟學校規定を發布して職工教育に一新生面を開いた。

父は此の如く最も意を低位の實業教育に用ゐた。而して特に重きを工業に置き、工業立國の策を措いて他に富強を計る道なしとした。以上三箇の施設の外、更に大阪に工業學校を設置する案を立て、同地有志の協賛を得て第六議會に追加豫算として建築費の半額を要求した(半額は大阪市有志の寄附の豫約ありし故に)。然るに父は病患如何ともすべきやうなく、遂に挂冠したので此の計畫も遂に實現せなかつた。

父の腹案では大阪工業學校は、工業界の下士を造り、將校養成は工科大學に委し、兵卒は工業補習學校に任かせ、この三種の學校によりて日本の工業教育を完備せんとし、更に京都の高等中學に工科を増設し、新に大阪に補習學校を設けて大阪を以て工業の中心とせん考であつたやうである。

三 中等教育については、(一)從來の中學は高等教育の豫備となりて、主體たる業務教育を忘れたる感がある。思ふに中學教育の主眼とする所は、國家の中樞たる公民を造るため、

小にしては地方自治の主體となり、大にしては國家社會の中堅となりて、國民生活の樞軸たる中流人士を養成することで、高等教育の階梯としては學理教育を主眼とし、中流士民の教育としては、實地的練習を必要とする。故に前者は深く國語漢文及び外國語、後者は實業の豫備に適切なる學課を授くるを要す。今の中學では豫期の成績を擧ぐることを得ないで、徒に青年子弟を徒勞に導くを免れない。

父は(二)中學の改制を必要として、就任後間もなく中學制度取調委員會を設けて改革案を研究した。その結果、二十七年三月に尋常中學校學科及びその程度の改正、六月に尋常中學校實科規定を作り、以て改革を斷行した。

(三)高等中學の改制は、前述中學の改正に伴隨して當然改正さるべきで、從來の高等中學校を高等學校と改稱して、専門學科を教授する所とし、その一部に大學豫科を附屬させた。同時に京都の第三高等學校に法學部、工學部及び醫學部を設け、その他の各高等學校にもそれ／＼専門學部を設置した。

四 父は大學の改制を企てた。その(一)當時の輿論は姑く略して、(二)講座制及び俸給令の改正、それは當時の内閣は極端に財政緊縮の方針を取つて、凡べての方面に經費節減を計つた。従つて父が大學の改造の熱意もそれを行ふに由なく、已むを得ず他日に残したが、講座制と俸給令の改正とは、二十

六年秋に實行した(その説明は略す)。
五 父は一般教育施設に關する改善を企てた。(一)體育の獎勵については國民保健の向上に深き注意を拂ひ、學生々徒の文弱に流るゝを恐れた。父が挂冠の直後に發表された小學校に對する最後の訓令は如何に學生々徒の體育に重きを置いたか、同はれる(その詳細は略す)。(二)教師と生徒、父は教育は人に由る、如何に善美の施設あつても、教師其の人を得ざれば、到底眞の教育は行はれ難い。故に教師其の人を擇ぶことが教育施設上の最重大要であるとして、その方法に言及した。それから教師生徒間の情誼の頽廢を嘆じて矯正の途に論及した。

(三)學事視察並に教科書の監察(説明略す)、
六 父は國語及び漢文に對する意見について、(一)國語國文の尊重、(二)漢文教育に對する意見を發表説明した。而して七總收に於て教育の眞髓は、華を去り實を尊ぶ。教育の本意は愛國心の涵養、國家の衰亡は文弱の弊、國民の健全な精神は右文尙武に外ならず、學問藝術を獎勵すると同時に、體育を獎勵して、質實剛健の精神を養ひ、國語教育は愛國的人物を養成する好資料で、歴史教育は我が國體の尊貴なるを知らしめ、宇内の大勢を詳かにし、古今の變遷に通ずるの能力を養ふとしてゐる。

(後半は與へられた紙數の關係上大部分を節略した)

樺山文部大臣を語る

伯爵 樺山愛輔

父が文部大臣をした時には、自分は丁度健康を害して郷里に歸つて居たので、當時の事は私にはわからない。殊に父は

自分のことを自分から云ふのが嫌ひで、一生のうち種々なる事に出逢つてはゐるが、それを語つたことは殆んどない。それに父の日記は西南戰爭の際熊本城内で焼いてしまひ、又その後のものは大震災の際、石倉がくづれたので、大部分散佚してしまつて、文部大臣を勤めた頃のものには遺憾ながら見當らない。さういふわけで、文部大臣としての父を語るべき材料を持つてゐない。

父はもと／＼軍人出身で、單純な人間であつたから、色々複雑な錯綜した政治などにはあまりに向かないやうに思はれた。殊に内務大臣として臺閣に立ち衆議院に於いて政黨との關係が紛糾した際の如き、一層その感を深くしたのである。そこで自分は松方侯に御面會して、今後若し父を閣僚に御推薦なさるやうな場合には、文部大臣が適任であらうなどとい

樺山文部大臣を語る (樺山愛輔)

ふことを申上げたこともあつた。

父が文部大臣を拜命したのは山縣内閣の時で、その内閣の組織の際に一木喜徳郎さんが拙邸にお見えになつて、山縣元帥が大命を拜して、今度内閣を組織するについては父に是非文部大臣を引受けてもらひたいとの話があり、私がそれを父に取次いで父が承諾したことは覚えてゐる。

父は、大抵のことは人にまかせて、自由に手腕を發揮せるといふやり方であつたので、文部大臣になつてからも、岡田、澤柳、上田など新進の士を登用してその手腕を發揮させ、自分は事業に要する豫算をもらふことに努力したやうである。只その間自分のきいたことには、陸海軍の學校では優等生に恩賜品を下さるが、帝國大學の優等生にはその御沙汰がないので、大學の優等卒業生にも御下賜品の御沙汰を拜したいといふので、色々骨を折つたさうである。その際最も困難を感じたのは、如何にして學生中から優等生をえらぶべきか

といふ具體的問題であつた。この事については、時の大學總長菊池大麓博士が各學部と文部省の中間に立つて非常に困られたさうだ。しかし父の考へたことは幸にして具體化し、つい最近まで優等生に恩賜の銀時計を下さることになつた。

父が文部大臣になつた時、文部省では事務が複雑で大臣の手許に書類が出るには二十も三十も判を捺す人があり、従つて無益の時間と手數とを費してゐるのを見て、その簡捷をはからねばならぬなど云はれて居つた。それが如何に實現したかは自分は知らない。

又父は野にあつても教育のことには頗る熱心で、西南戦争後鹿児島藩士の困窮を救ふ爲授産事業を興すと共に、子弟教育の方法に骨を折つて、先輩の方々と力を併せ郷友會をつくつて、そのことに盡力した。今日島津育英資金によつて年々三四十名の學士が出来るやうになつたことは、父の盡力もその一部をなしてゐると思ふ。

父が文部大臣當時の人々は、大概故人になり、例へば當時の奥田次官、岡田、澤柳、上田の三君ともに物故されて居るので、田所氏から時々聞いてゐることを、「二書いてみよう。」

文部省が行政の實際に携はつて居つた所謂行政官といふものを省内に大いに入れたのは父の時だつたさうである。即ち第一に行政官たる奥田君を次官とした、岡田、澤柳、上田の三君は教育者であつたのであるが、その下につく若手の人々

氏等がそれである。當時は日清戦争後で、山縣内閣が戦後の經營をやつてゐた時代で、文部省も樺山時代に色々の事が出来たさうである。清國からの賠償金の中一千万圓を教育基金にしたのも、各種の小學校令、中學校令、高等女學校令、實業學校令を整備したのも皆この時代とのことである。

又田所氏はその當時を回顧して感慨深げに次のやうな話もして居られた。

「樺山伯は海軍大將であられて、艦隊の將に將たる豪傑であつたから、部下を深く信任されてしまはれる。省務は奥田次官に一任されて居つたやうに見受けられた。當時明治三十二年——小學校及同施行規則の全部改正を行つたのであるが、その案が次官まで決裁済となり、文書課長であつた自分に大臣のところに持つてゆき説明をして質問に答へて來いとのことであつた。大臣室に行つたところが、大臣は私の顔を見て、數十頁の浩瀚な書類には少しも眼を通さず、すぐに書判をされて「いや大體はわかつてを。御勉強御苦勞でござんした」と云はれたのみであつた。自分は更に重ねて、假名遣、漢字の制限等の重大な問題も入つてゐることを申し上げたが、「大體は」「大體は」と云はれるのみで、遂に一枚も開けて見ようともなさらず、一切を部下に任せられた。自分は部下の責任の重大なことを痛感し、大臣のかはりに尙一度念

樺山文部大臣を語る (樺山愛輔)

も、その時までには大概文科出の教育者であつて、それが文部省の行政に携はつて居つた。しかし文部省も教育行政廳であるから、やはりその行政の部面はその道のものではなければならぬといふので、今日で云へば人事の交流といふことを行ひ、内務省から適任者を簡拔した。即ち内務省から赤司鷹一郎氏とか、長崎縣參事官の松村茂助氏とか、新潟參事官の松本順吉氏、東京府參事官の田所美治氏等、新進氣鋭の士を一度に文部省に入れたといふわけである。

田所氏の話によれば、田所氏が東京府で執務中、電話がかゝり、當時の秘書官樺山資英が來られて、「文部省を刷新したいから是非來てくれるやうに」といふ大臣の意を傳へた。

「實に意外な話で、自分は教育に關する課長は各地で三四年間やつて居つたが、文部省へ行つて教育専門の行政をやるだけの素養もなし、色々考へさせられたが、數日熟考の後終に、樺山伯が國家の元勳として教育の刷新をされたいといふ旺んな意氣に感じてお受けした」

とのことである。東京府の田所氏が動いたので、引き續いて新潟、長崎の松本、松村氏等も文部省入りをした。そこで從來文部省に居つた方々は、教育の實際の方面を擔當し、行政の企劃は新任の四氏にやらせた。これが例となつて、それから後内務行政に携はつて居つた人材を取入れて文部行政をやらせるやうになつた。例へば松浦氏、武部氏、下村氏、山崎

の爲繰返して目を通したことである。大臣がこんなに部下を信任されると、部下のものは一層責任感を強くするもので、自分は樺山伯からこの事を教へられて、今に忘れぬ修養の Handbook としてゐる。

それから又樺山伯はよく地方を自ら巡回視察せられたものである。そして色々各地に直轄學校の設置を計劃された。四國中國を視察された時、四國に高等學校を立てようといふ計劃されて、「田所さん、高知は教育の適地だね。鹿児島、山口には高等學校があるが、高知には未だない。あゝいふ教育地には是非一つ高等學校をほしいものだね。」と、暗に四國巡回の所見を洩らされたこともある。

岡山に高等學校が出来て開校式が舉げられたのもこの時で、上田専門局長と自分とが隨行して行つたが、この時には面白い話がある。當時岡山に馬車がなく、俄仕立ての馬車を用意した。大臣の馬車はどうやら動いたが上田局長と自分と同乗の馬車は動かない。大臣の馬車との距離が廣くなるばかりなのでとうとう下りてしまひ、御者が馬をひつぱつてゆくやうな仕末だつた。それで「田所さんの馬車は人が馬を曳く人馬車だね。」と云はれて大笑ひされたことも憶えてゐる。

若し學制改革のやうな問題が起らなかつたら、樺山伯の時代には數多の高等學校等が設立されてゐたらう。」

江木千之先生の追想

國民精神文化研究所長 伊 東 延 吉

江木先生を追想すると、自分には、嚴かな、正しいあの風貌と、なつかしい他の一面とが浮んで来る。先生は非常に嚴格な、どちらかと云へば、やかましい人の様に考へて居る人も多いと思ふけれども、近づいて、親しく教へを受けた者から見ると、嚴格はその一面であつて、その蔭にかくれた、くつろいだ、多分に諧謔を交へた一面が感ぜられる。自分の様に生來氣の利かない者でも、秘書官をして居る間、一度も叱られたことはなかつた。仕事の上には、強い氣魄が流れて居たけれども、家庭等での話や、又役所等でくつろいだ時の話は、實に愉快なものであつた。

よく明治初年に習つた、滑稽な、不完全な發音や、直譯の多い、當時の英語の色々な面白い話等は、聞く人は聞いて居られるであらう。あの話のことを思ひ出すと、先生の風貌が、

分で注文して下さつたのを覚えて居る。晩年工業俱樂部等々人を招待される時等も、お客を喜ばせ度い心から、献立は大抵自分で指圖されたのであつた。斯様な話をするのも、先生の親しみのある、溫い一面を話し度い爲である。

御承知の通り、書は好きであり、維新勤王の志士の好い軸をもつて楽しんで居られたのは、人の知る通りである。蒲生君平の大幅等は大切に、自慢して居られたのを覚えてゐる。又詩を好まれ、色々の機會に詩を作られた。よくそれを乞はるゝ儘に人に書いてやつて居られた。時々お宅にゆくと詩を書いた扇面等がとつてあつて、これをあげ様といはれた事も度々であつた。随分地方等からの揮毫の注文も多く、時々座敷で擲げて、澤山書いて居られるのを見受けたものである。

生ひ立ち 先生の生ひ立ちの話をみると、よく先生の性格が解る。その自叙経歴談の中に

自分は幼名吉三郎、安政四年の春五歳の初め迄岩國城下に住し、多くは祖母の手に保育せられ、種々のお伽話をきかされ、又様々の遊戲に日を送つた。母は當時家事に忙殺され、兒の相手をする暇は少なかつた。當時最も愉快に感じ度々繰返した遊戲は、邸内の江木家の鼻祖を祀る小祠の前

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

にここに、まのあたり浮び上つて来る。

貴族院で令息の江木翼氏が、何かの委員會の委員長であり先生がその委員であつたことがあつた。その時の話を、時々されて居たが、翼が何といつて自分を呼ぶか困るだらうと思つて、一聲高く委員長と呼んで見たら、翼が江木委員！と呼び返したと言つて、大笑ひして居られた。そんな時の先生は、愉快な、慈父の様な感じであつた。

先生は中々料理の方はやかましかつた。今とは社會の狀況がまるで違つて居たが、佛蘭西料理の風月といふ家に、會が出来て居て、そこへよく食べに行かれたりした様であつた。帝國ホテルのグリル等へも好んで行かれたと思ふ。そんな時は一緒に同伴すると、必ず自分で料理を選定し、君にはこれがよからう、あれがよからうと、世話を焼いて、ボーイに自

庭に、三四枚のむしろを敷き、四五人の友達を呼び集めて祭典の眞似をしたことであつた。一人は神官の役割にて、祝詞を読むまねをし、一人は笛を吹き、一人は太鼓を打ち二人は起つて舞ふ。吉三郎も亦これに加はりて、舞ひしなり。

といふのがある。後年の先生の思想・性格・事業等は、既にこの中によく現れて居る。

安政六年には年七歳であつて、荒川某の家塾に通ひ、習字讀書を始められたが、随分強情であつて、平假名のへの字を書くに、八の字を書く様に、中央から筆を起し、塾の先生が如何にこれを直さうとしても、言ふことを聞かなかつた。爲に進歩遅々であつたといふ様な話もあつて、これが子供の時から先生の性格であつたとして見ると、中々ほゝ笑ましい感じがする。

その頃一日、下男に負はれて、瓦製造所に行き、多數の職工の働き居るのを見て、突然「瓦師や鬼の頭を焼いて食へ」と叫んだ。それを傍に居た村の人が聞いて、これは名句だ、この子は神童だと賞めたといふ話もある。幼時からのこの創造的な傾向が、先生の一生の意見・事業を悉く獨創的な性格をもち、獨自の見識をもつたものにしたのであると思ふ、又

それは後年の詩藻の幼い現れでもあつたであらう。

明治三年には、藩命によつて大阪兵學寮に留學を命ぜられ、翌四年東京の蘭嚙學舎に、縣の官費生として入學、翌五年には北海道開拓使設立の學校に入學した。間もなくそこで米國人ドクトル、アンチセルの作つた規則に反對して、十八人の學生と一緒に、學校を退學し、十八人で社を結んで順衛社と稱し高島嘉右衛門氏の世話で、或る外國人教師に頼んで語學の勉強をした。もし先生が、そのまゝ開拓使の學校に學んで居られたならば、先生の經歷は北海道の開拓と結びついて發展して居たであらう。恐らくその重要な役割をつとめられたであらう。人間の運命の岐れる所は面白いものである。

間もなく順衛社を出て、大學南校に入學された。然し當時の南校の風紀は頹廢して居て、面白くないといふので、先輩と相談の上退學し、今度は工部省設立の、横濱の修技學舎に官費學生として入學された。當時の工學・技術の學校である。この頃の先生の状態を知るには、次の談が一番よいであらう。

自分はその頃、市中で白金巾を買つて来て、それを裁つて取締の女中にざつと縫はして、浴衣を拵へさせ、背中へ「養浩然之氣」とか「至誠感神」とかいふ様な、大きな文字

つたことであらう。その後修技費は新設の工部大學校に合併され、先生も東京の寄宿舎に歸られたのであつた。それは明治六年のことである。

間もなく明治七年には色々な無理がたゞり、重い腸チブスに罹り、一時危険であつたが、幸にして回復された。回復後色々自分の將來のことを考へ、又舍弟衷氏等の教育のことも考へられ、早く給料取りになつて、弟に學問をさせるといふ目的の爲、工部大學校の修學を續けることをやる決心をし、工部大輔山尾庸三氏に頼み、文部大輔田中不二麿氏に紹介され、遂に文部省に奉職することになった。こゝに先生がその後終生縁をもたれた我が國教育界へ、始めてその身を投ぜられたのであつた。

先生の文部省に入られ、國家教育の經綸に身を捧げられる様になつたことは、決して偶然ではない。修技費在學時代から先生の意見は

世界の大勢を察するに、ロシアでは彼得大帝の如きは、水夫の業から始められたと云ふ實例がある。帝王でさへこの有様である。大政治家やえらい軍人になることばかり考へて居る當時の學生の考は間違つて居る。乃ち工學などをやらねばならぬと云ふので、工部の學校に入つて居たけれど

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

を書いて、夏はそんな着物一枚であつた。汗がつくと、夜分屋根へ上げて展げて置く、すると夜露がかゝつて、夜が明けると、日が當つて洗濯したやうになる。寒くなると、それを二枚でも三枚でも重ねて着ると云ふ風であつた。

その頃自分は、餘程變つた事をやつて居た。測量に出るのは別として、學校の門外へ一切出ないことにきめて居た。後の方は海岸であるから、夏などはいくらでも運動が出来る。それから學生が一體晝夜の別を立てるのはいかぬ、晝でも夜でも勉強して、眠くなつたら、晝でもねる、夜中でも目が醒めたら勉強するといふ論を主張し、馬鹿氣た話であるが、それに賛成する者が二人ほどあつて、晝夜の別を廢するといふことをやつて居た。

先生の洋行熱は、當時の一般の學生の強い願望であつた様に、相當強いものであつた。既に大阪の兵學寮の時も、洋行の希望に燃えながら、政府の方針の變更で出来なかつた。この修技費の時も、工部大丞の佐野常民氏に頼んで、その望みを果さうとされたが、資格實力は十分ありながら、又政府の方針變更の爲、これも出来なくなつたのは、残念なことであつた。先生がもし洋行され、その獨特の見識を以て西洋を見て來られたならば、その思想意見には、更に一段の生彩が加は

も、自分は衷心から工學をやるつもりでないから、正課の暇には、多く經濟書等を讀む有様であつた。

といふのであつて、先生の考は當時としては相當に進んだものであり、又その志は後年の先生の、行政家であり、政治家であり、同時に優れた思索・經綸の人としての性格を、そのまゝに現したものであつた。かくして先生の一身はその本來の思想性格の導く所、教育教化の事業に向けられたのであつた。

第一回文部省時代 文部省の官吏になられてからも、事務は格別忙しいこともなく、若い者は修業させるがよいと云ふので、開成校で經濟學の講義を聞いて居たといふ様な、今とは随分違つた有様であつた。それは明治七年のことであつたが、九年三月には官立の長崎師範學校の教員を命ぜられ、同十月文部省督學局の大書記を拜命され、十二月少視學となつた。

文部省の少視學となつたが、毎日局員は議論ばかりして居て、視察等も碌な視察をしない有様であつたので、先生は、斯様な無用の官署は、斷然廢止すべしといふ建議を提出されたのであつた。後年の先生の氣象が眼に見える様である。十年には大久保内務卿の官制大改革が行はれて、督學局は廢止

され、新に學監事務所といふものが設けられ、米國から招聘されたドクトル、モルレーが學監となつた。このモルレーの事は晩年先生の口から始終聞いた所であり、承知して居られる人も數多いことと思ふ。先生は三等屬となつて、そこに勤めることとなり、折田彦市・高橋是清・服部一三の諸氏と、机を並べて居られた。

當時モルレーの立案にかゝる、教育法の調査が始まつてをり、先生はその助手を勤められた。その教育法はモルレーが米國人であるに拘らず、相當に嚴格なものであり、教育行政上大切な點は、法令を以て明確にこれを規定し、要するに認可・許可・監督を主旨とするものであつた様である。而も一方別に文部省に於て立案されて居た教育法は相當自由主義的のものであつた。即ち公立小學校の設置、其の校數・位置・規模、就學義務、其の期間、教員の任命等につき、餘程大きな自由を許したものであつた。先生はモルレーの案に賛成で省の案には大反對を唱へられたのであつたが、遂に明治十二年にその自由主義的教育令が制定發布されたのであつた。

然しこの教育令は、當時まだ、初期的發達の途中にあつた我が國教育の實狀には適合せず、明治五年の學制以來、我が國教育は獎勵と監督によつて發達した、その發展を放任し中

である。先生はこの風潮を慨して、我が國の教育を、皇道主義によらしめる必要を痛感され、新に一般教員に對する訓條ともいふべきものを發布して、皇道主義教育精神を明示することの必要を、文部卿に進言され、その起草を命ぜられたのであつた。こゝに於て先生は非常の苦心努力を以て起草に當られたのであつたが、その心得の冒頭の文句は「人ヲ導キテ良善ナラシムルハ、多識ナラシムルニ比スレバ、更ニ緊要ナリトス」といふのであつた。更に「故ニ教員タル者ハ特ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ、生徒ヲシテ皇國ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ、父母ニ孝ニシテ、長上ヲ敬シ云々」と書き連ねたものであつた。以て先生の思想を知ることが出来る。今これを現下の教學刷新の事業と思ひ合はす時は、種々の感慨の浮び来るのを、禁ずることが出来ない。斯くの如くして十四年の六月には、今日迄尙引續き行はれてゐる小學校教員心得が發布せられたのであつた。

尙これに續いて、小學校教則制定のことがあつたが、先生はこの際もその立案を命ぜられ、遂にこれを完成せられた。それは同じく小學校教育の内容を、皇道主義に則らしめたものであつた。この小學校教員心得・小學校教則綱領等については、長くも明治天皇の御内覽に供せられ、深く御歎慮を注

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

止せしめる様な形となつた様であつた。先生はこの間にあつて、非常にこれに反對され、心配された。後年の先生の教育行政上の意見の方向といふものは、この時にきまつた様にも思ふ。かゝる中に十三年には河野敏鎌氏が文部卿となり、自由教育主義の大輔田中不二麿氏は轉任した。

かゝる狀況の下にあつたが、明治十三年には明治天皇の山梨・長野・岐阜・京都等への御巡幸のことがあり、その際河野文部卿は先發として教育狀況の視察に赴いた。先生はその隨行として具に各地の教育を視察し、その實情を研究された。

この御巡幸が終り、文部卿の歸京すると共に、教育令改正委員が組織され、速に十二年の教育令の改正を行ふこととなつた。改正案は十三年十二月元老院の議に附せられ、可決の上直ちに發布せられたのであつた。即ち從來の先生の意見が略々通つたのであつた。先生はその改正には委員となつて大いに努力せられ、よくその持論を主張貫徹されたのであつた。

明治十三年には更に小學校教員心得が發布された。抑々明治五年學制制定の頃から、我が國を風靡した歐化主義は、その後益々甚だしく、學校に於ける道德教育の内容等も歴然たる歐米思想を、そのまゝ取入れた様なものが、相當多かつたの

がせられ、厚き御嘉賞を蒙つたのであつた。先生の榮譽と感激は、まことに、これに越すものはなかつたであらう。

その後先生は明治廿三年の改正小學校令の起草主任を命ぜられ、多年の蘊蓄と抱懷とを傾けて、その任に當たられた。而してその内容の根幹を爲すものとして、最近國民學校令が出来る迄、小學校令第一條の根本趣旨を爲した所の所謂道德教育の基礎を授け、國民教育の基礎を授け、生活に必須なる普通の知識技能を授くるの三點は、當時先生の考へられてゐた小學校教育内容に關する新しい思想に意見であつた。尙小學校の設置・維持・修學年限・教科目・經費・授業料、教員の資格・任用・俸給・恩給・懲戒等に關しても規定し、今日に至る迄その大體の内容が尙そのまゝに傳はるものを、立案整備するに努力せられたのであつた。

斯くの如く先生は鋭意重要な教育行政上の事項の立案制定に努力せられ、その功勞も著大なるものがあつたが、圖らずも、當時在任された普通學務局長より、參事官に轉任せしめられたるを機會として、遂に斷乎として退官せられたのであつた。それは明治廿四年のことであつた。

内務省時代 先生は長州岩國の出身であるから、先輩は顯要の地位に在る人が極めて多かつたが、先生はあくまで獨立

獨行、常に自らの信する所を歩まれ、少しも權門の庇蔭によつて出世し、又はその力によつて事業を成すの考へはなかつた様であつた。然し退官後暫くして、山縣公の説得によつて内務省に入り、井上内務大臣の下に秘書官兼書記官となられ、廿六年縣治局長に進まれた。當時先生を文部次官に推選せんとする話があつたが、先生は遂に動かれなかつた。井上内相は深くこれを徳とせられたといふことである。

先生の縣治局長時代は、丁度日清戦争の時に當り、内務省員たる先生等の發議によつて、遂に無條約國たる智利國より軍艦エスメラルド、後の和泉を購入するに努力し、成功せられた話は、吾々の度々先生より承つた話である。

先生は明治廿九年茨城縣知事、三十年栃木縣知事、次に愛知縣知事、三十二年に廣島縣知事、三十六年熊本縣知事となり、夫々良二千石として銳意地方行政の爲に盡くされ、數多くの功績を残された。元來本省の縣治局長の地位の者が、地方に出る時は、大抵大縣の知事に任ぜられる例であつたが、先生は自ら進んで茨城縣に赴かれたのであつた。當時の先生の心持は

一體内務省縣治局長の要職から地方官に轉ずるには、開港場とか三府とかいふ所の知事になるのが例であるのに拘ら

たのであつた。

貴族院議員としての先生の活動は、今尙世人の耳目に残つて居るものも多いと思ふ。侃々諤々の言論と云ふけれども、先生のは實に言葉通り侃々諤々であつた。正を執つて動かす、堂々の論陣を張つて進まるゝ所、隨分當時の貴族院は勿論、世間を動かしたものであつた。一世の政治家と云はれた原首相と、論議を上下され、思はず手に汗を握る様な場面が展開されることも度々であつた。その頃の先生の姿は、今尙眼前に在る。本會議でも委員會でも、その論議には生彩があり、強靱なる力が籠り、聲は少ししかれた低聲であつたが、強い精神と、屈しない氣魄は、先生の發言があると、大抵の人を、聞きに行かうと動かす力があつた。實際あの正々堂々の奮闘は、國家の爲、政治の爲、隨分大きな貢獻であつたと思ふ。先生が政界に重きをなされたのは、この貴族院に於ける論議によるものが大きかつた。

貴族院議員としても、先生は教育のことには深い關心と關係を引續いてもたれた。國定教科書調査委員會の委員として「教育勸語」の御趣旨の徹底を圖つたこと、明治四十三年の幸徳事件を契機としての貴族院の國民道德振興の建議に對する盡力等はこれである。

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

ず、尋常一様の地方たる茨城縣を好んだと云ふことは、餘程茨城縣人の氣に入つた様子であり、又水害復舊工事の如きを第一著に奏功したと云ふ様なことも、亦縣人の感ずる所となつたものと見え、旁々本縣に於ては大いに好遇せらるゝこととなつたのである。それに又自分の極愉快に思つたことは、元來自分は幼少の時から水戸學で育つて、義公・烈公の勤王の精神、藤田東湖・會澤正志等の學說で頭を拵へた人間であるから、本縣に奉職したことは常に満足して居つたことである。

と述べて居られる。ここにも先生の人格と志を見ることが出来る。而して熊本縣知事任官中、重い腸チブスに罹られ、併發した右脚の病の爲に、遂にこれを切斷せられたのであつた。當時としては、實に重い病氣、危険な手術であつたであらうが、幸に健康を恢復されたのは、まことに慶賀すべき事であつた。然しその結果歩行不自由の爲、考慮の上退官を決意せられ、四十一年一月その願ひが聽許せられたのであつた。

貴族院議員時代

先生は明治三十七年、熊本縣知事任中に、貴族院議員に任ぜられたのであつたが、退官後の先生は、専ら議員として、國家の爲に盡瘁せられる決心をせられ

この頃の我が國は、日露戦争後の國運大振興の時代であつて、教育の如きも、正に一大刷新發展を必要とする時期に際會してゐた。教育の事を終生の事業として、深い關心をもたゝる先生は、この間に在つて色々教育振作に關する意見があつたのは當然である。而もこの時代から暫くの間は、教育改善上に於ては、明治初年以來の、初期發達時代の我が國の教育が今日の整備時代に入る過渡時代である。總べて教育の組織も内容も、この時代を経て整備されたものが、大體今日の形態と内容の根幹をなして居る。而して明治の初め以來の、先生の我が國教育の機構と内容とに向つての改善振作の意見と實際上の努力とは、そのまゝ今日の文部省の事業に、大いなる示唆と教訓とを與へるものである。道は永久に一貫して居る。唯時代により、その顯現の姿を新にするのみである。

當時の先生の學制改革意見は、小學校に於ては、無資格教員の一掃、學級の編制、教員配置の改善、義務教育年限の延長、教育費増嵩の抑制等である。先生が會て熊本縣知事任官當時、まだ義務教育年限の延長せられざりし以前、即ち日露戦争の最中に、同縣の五百餘校中、三百餘校迄、四年の年限を六年に延長實施せられたのは、有名な話である。當時の年限延長問題が、地方財政問題の爲に制せられて、容易に實行

し得ざりしに對し、優良なる教師による二部教授、三學級二教員制等の實行によつて、これを遂行する先生の意見であつた。この邊に、先生が獨自の見解を以て常に進んで已まぬ信念と、實質を取つて、形式に拘はらない性格とを見ることが出来る。

大學に關する當時の先生の意見は、その編制を根本的に改革し、工科・農科・商科の如き應用學術に屬するものは、これを獨立の單獨大學とすることを得しめ、又綜合大學には、必ず法理經文の四科を具へしめて、綜合の實を擧げしめ、教授と學生には、授教・受教の自由を十分享受せしめ、以て眞の學問の府とするに在つた。要するに最高の學校は、必ず綜合大學たる帝國大學の中に編入するが如き事なからしめ、以て、今日の單科大學發達の基礎を置いたものであつた。

中等教育の改革については、先生の意見の内容は、事實に互るを以て省略するの外なきも、當時の教育の實際より見て、我が國中等乃至高等教育機關を、如何に改善擴張して多數の而も成る可く年若き高等學校、大學等の卒業者を得、これを廣く實務にもつかしめ、以て時勢の發達に副はんとする考を中心としたものであつた。彼の七年制高等學校案もこの考慮の中にふくまれて居る。

の案につき、賛成反對二つに分れて、容易に決する所なく、總會を開いて決議することも困難な有様であつた。惟ふに當時の社會の狀況、文化の趨勢が、全く異なる狀況を惹起せしむる如き傾向にあつたのであつて、所謂過渡期の様相、それが總べてに現れて居たのである。然るに大正五年に岡田文部大臣が就任せられて、こゝに教育調査會は廢止され、代つて平田總裁の下に臨時教育會議が設置され、非常なる決意を以て、從來の困難なる懸案を解決せんとするに至つたのである。先生も岡田文相とは平素より同一意見をもたれて居たので、この臨時教育會議については大なる喜と期待とを以て臨まれたのであつた。

この臨時教育會議に於ては當局・委員の心持の一致と、總べての機宜のよろしきを得て、遂に教育上多年に互る種々の重要な懸案が解決された。即ち小學校教育、高等普通教育・大學教育及專門教育・師範教育・視學制度・女子教育・實業教育・通俗教育・學位制度等である。このことは今も知る人はよく知つて居る。從つてその後久しく文部省の仕事は、この決議の實行を主要なる任務として居たのであつた。先生の平素の意見も、この會議の決議として實現を見たものも多く、從つて會議に於ける先生の努力と貢獻も、並々なら

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

この當時先生は貴族教育の改善についても随分研究せられ、渡邊官相・波多野官相等の求めに應じて、意見を開陳せられたこともあつた様である。

この頃我が國の朝野には、彼の幸徳事件に鑑みての國家思想・國民道德の問題より進んで、時勢の發展に伴なつて、更に我が國教育の一大振興を圖り、多年の懸案であつて未解決のものを、この際一舉に解決せんとする考が、漸次醗酵されて居た。殊に貴族院は教育問題に熱心であり、遂に大正二年第三十回帝國議會の時、院議を以て教育調査機關設置に關する建議案を可決したのであつた。蓋し我が國教育は、幾多改善擴張を要するものあるに拘らず、四圍の事情は容易に之を斷行せしむるに至らず、議論紛々として歸一する所なき有様であつたからである。

山本内閣は、この貴族院の建議を容れて、教育調査會を組織することとなり、會は樺山總裁の下に委員を連ねて組織せられ、先生もその一員に列せられた。この調査會は二年から六年迄續いたが、遂に案の決定を見るに至らなかつた。それは當時の事情が、官公私各方面並びに教育界・學界等の意見が紛々として歸嚮する所なく、それを決議しても、容易に實行し得ない様な狀況の下にあつた爲であつて、委員も種々

ぬものがあつた。我が國近代教育史上の一つの劃期的の事業であつた。

以上は専ら教育關係の事項であるが、先生は教育關係以外に於ても大正三年の二個師團増設問題、シーメンス事件、大正六年の寺内内閣の大權干犯事件、大正九年の尼港事件、その他大正八年設置の臨時法制審議會等については、或は堂々の論陣を張り或は熱心にそれに盡力せられたのであつた。

大正十年原内閣の時代に於ては、原首相首唱の下に、臨時教育行政調査會が設置せられた。先生は初めより原首相と心を一つにせられ、その相談に應じ、委員として參加奮闘せられたのであつた。この會の主旨は、教育費の整理節約と云ふことであつて、冗費を省いて、眞の大切な所に力を入れ、以て教育の効果を擧げるといふに在つた。この教育費の輕減は先生の宿論であつたのであるが、然しこの調査會は全國教育界の猛反對に會し、原首相の遭難もあつてその目的を達成することは出来なかつた。

當時、先生は支那の排日思想の根柢を爲す所の彼の國の學校教科書の内容につき、その重大性を人に先立つて着眼せられ、研究調査してその不法なる内容を指摘せられ、貴族院に於て堂々政府に質問せられたのであつた。この排日教科書の

問題はその後永く有識者の間の問題となつたのであつた。而してこの問題は延いては現下の時局に迄關係をもつ所の重大なる事柄であつたが、この事を率先觀破せられ、その不法を唱道された先生の眼識は、まことに敬服すべきものと謂はねばならない。

先生は又歐洲大戰後の我が國一般の風潮に鑑み、我が國固有文化の維持發展、特に儒教振興の必要を痛感せられ、この事業の爲に大いに盡力せらるゝ所あり。大正十二年、大東文化協會の設立を見、十三年大東文化學院の設立を見るに至つた。而して、先生は協會の副會頭となつて盡くされた。支那の儒者辜鴻銘招聘のことも當時のことであつた。

大正十四年第四十四回帝國議會に於ては、既に前年來問題となつて居た所謂學校昇格問題に關して、學生・教員並びに全國關係有志の運動が問題となり、これに對する文部當局の態度を批難し、或は臨時教育會議の決議の尊重、教育界の風紀維持等が叫ばれ、次第に重大なる政治問題に移つて行つた。先生はこの間に在つて、政府の態度と政策とに反對の立場に立たれ、高等教育機關に關する建議案、風教に關する決議案等の提案者として論陣を張り、本會議に、委員會に、大いに活動せられたのであつた。

肘若しくは誘惑せらるゝやうな恐れは少しも無かつたのであるから、苟も背德不義にあらざる以上は、言はんと欲する所を言ひ、行はんと欲する所を行つて、毫も顧慮する所はなかつたのである。

と述べられて居る。先生の心事は、全く、ここによく現れて居ると思ふ。

大正十一年高橋内閣倒れ、十二年加藤首相の病歿あり、次いで山本内閣は大震の餘震尙熾まぬ中に成立した。間もなく内閣の重要な機關として復興審議會が設置せられたのであつたが、その復興審議會には、先生も亦貴族院の關係會派を代表して、委員の一人となつて大いに献替せられたのであつた。

文部大臣時代 十三年一月山本内閣總辭職し、一月七日清浦内閣は成立した。而して先生は文部大臣として入閣せられた。先生の多年嚴正なる批判者、外部よりの援助者としての立場は、こゝに一轉して、自ら國家教育の要衝に當り、責任を以て重寄を負擔せらるゝことゝなつた。

當時文部省は震災後廳舎焼失の爲、永樂町の臺灣銀行東京支店で事務を執つて居た時代であつた。先生の文相としての最初の仕事は、差當り震災の復興の爲、罹災私立學校に對す

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

大正十一年の第四十五回帝國議會には、政府より學校昇格に關する議案が提出されたのであつたが、前議會よりの問題は益々紛糾し、遂に案は握りつぶしとなつた。この議會に於ても、先生は案の不成立の爲に努力を傾注され、平素の蘊蓄と主張を傾けて本會議、委員會等に於て論戰せられたのであつた。所謂學校昇格問題は、當時の教育界に於ける、いつ迄も記憶に残る著明なる事件であつたが、先生より見ても、亦忘れることの出來ぬ事件であつた様である。

先生の貴族院議員として活動せられた時代は、先生の人間としての性格力量は成熟の境に達し、生來の直情徑行、信ずる所を行ひ、正しとする所を言ひ、會て情實を容れず、志を國家社會の事に專注して、眞に縦横無礙の活動に終始せられたのであつた。それでその経歴談にも

自分が一生涯を通じて、最も愉快なる生活を遂げたは、専ら貴族院議員の職に従事したる十七年間であつた。自分は系累極めて少き身柄にて、不幸ではあつたが、一人の孫もなく、一人の嗣子は立派な獨立自營の生活を爲して、寧ろ親父たる自分は、その世話になるも、自分の世話になることはないのである。又自分は實業等には、一切關係を持たぬ、金儲けしようとは思はぬ。斯様な次第で、他より掣

る巨額の復興資金の貸付の事であつた。又當時 皇太子殿下御成婚の御慶事があつて、一月二十六日とり行はせられたのであつたが、その際兒童就學獎勵の爲、御内帑金御下賜の御沙汰があつた。文部省は訓令を發してこの有難き聖旨を廣く各府縣に傳へ、且つこれと同時に教育功勞者行賞の事があつた。

この時議會は清浦内閣の成立を契機として大いに護憲運動が起り、一月三十一日に至つて遂に解散となつた。こゝに於て先生は専ら文教の事務の方面に向つて、平素の抱負の實現の爲その心血を注がれ、熱心に畫策せられたのであつた。

先生の文部省に對する考は、省内に法律の専門家多く、單なる事務的空気に満たされ、國家文教を双肩に荷ふ底の意氣と抱負とが十分でないといふのであつた。そこで先生は差當り法律科出身にあらざる、教育の内容精神に明らかな人を探用することを考へられ、東大教授吉田熊次博士を參事官に兼任のこととし、相談相手とされたのであつた。従つて又督學官を重要視され、今日勅任督學官を置き得る制度となつたのは、先生の考によつて出來たものであつた。

先生在任中の主なる事業は、多年の經驗と主張より、有力なる文教評議機關を設置して、永く文政發展の不動の支柱た

るの機關たらしめ、文教の大方針を、度々の文部大臣の更迭によつて、輕々しく朝三暮四たらしめない様、意圖せられたことであつた。文政審議會の設置は即ちこれである。

この文政審議會の組織に當つては、先生は實に大臣として挺身これに當られたといふべく、委員の交渉等も、殆ど總べて自らこれに當られ、東奔西走してその成立に努められたのであつた。その結果文政審議會は、當時の政界・教育界・學界・實業界等の一流の名士を悉く集めた立派なものとなつた。この審議會はその後長く存続して、教育行政上の權威ある機關として、種々の問題に貢獻した。

先生は次いで、多年の懸案たる義務教育年限延長問題の解決に乘出された。その教育上の理由は、年齢を高めて教育の結果を十分ならしめ、國運の發展に即應する事、普通選舉・陪審制度等の實施に備へる事、國家産業發達の爲等であつた。當時第一に問題となつたのは、中央並びに地方の經費の問題であつたが、それは貨幣改鑄益金の中、年々四百五十萬圓をこの經費に充て、延長の爲増加する地方費一千萬圓の補助金とし、残りの五百五十萬圓は、學級の整理、二部教授、三學級・教員制等の採用によつて、之を捻出せんとする計畫であり、當時の地方の實狀に鑑み、地方費の増加ならしむる案

といふのが當時の先生の感懷であつた。かくして先生の閣臣としての、經綸の一と時は過ぎた。然るにその六月、先生は樞密顧問官に親任せられ、再び國務の樞機に參畫盡瘁せられる事となつた。

樞密顧問官時代 その後の先生は、政界教育界の大なる存在として、心常に國家文教の事を離れず、又種々の事業に關與し貢獻せられたのであつた。文相を辭せられた後は、再び大東文化協會の副會頭となられ、儒學振興の爲盡力せられた。又御殿場の別荘に近い所に、承久の忠臣藤原宗行卿の墓のあつたのが機縁となつて、承久の五忠臣顯彰の爲非常なる盡力をされた。昭和三年五月には皇典講究所が主となつて、承久忠臣の大祭典が舉行せられ、更に御大典に際しては御贈位の御沙汰が下つたのであつて、先生の志は報いられ、埋もれた忠臣は顯彰せられ、永く後世の人の追慕する所となつたのは、風教の爲に喜に堪へぬことである。

先生は亦、大正十四年一木所長の後を承けて皇典講究所長の職につかれて以來、引續きその職に在つて、神祇の事に盡くされた。尙全國神職會長をもつとめられ、更に神社制度の調査及び神社制度調査會についても、熱心に盡力せられる所があつた。

江木千之先生の追想 (伊東延吉)

であつた。而して別に臨時費三千萬圓を、國庫より支出する樣閣議の承認を得たのであつた。これ盡し多年に亙り主張せられた先生の持論を實現せんとするものであつた。この案は文政審議會に附議せられて、委員會に附託せられ、熱心審議せられたのであつた。

その他先生は、文相として教育の内容改善に關し特に意を注ぎ、種々考慮せられ、中等教育の内容改善、標準教科書の編纂等を考へられ、師範教育改善、入學難緩和、入學制度改正、七年制高等學校制の獎勵等の調査に力を致された。その他神職・僧侶・教化團體代表者等を招待會合して、國民思想善導の爲一層の盡力を促された事もあつた。

然るに清浦内閣は、御成婚の先行、總選舉の終了等その使命の完成と、今後の政局の見透し、首相老齡等の理由によつて、遂に六月七日總辭職し、先生も亦辭表を閣下に捧呈せられた。

朝奏一封辭帝宸
時非半歲爲何事

類網未暇致彌綸
愧被傍人呼閣臣

御坐不御鷄舌香

乞骸纔免一身忙

短筇朝踏蛙聲去

風雨野田看插秧

かくの如く先生八十年の生涯の事業と、その國家社會に對する貢獻は、まことに永く且つ大なるものがあつた。而して先生の志は常に一貫して忠君愛國を離れず、その歩まれた道は正を擧げ邪を排する不退轉の一路であつた。廣く官私の事業に盡瘁せられたのであつたが、その中心を爲すものは文教であつた。身は政界の巨材となり、殊に文教の方面については、隱然たる重鎮として、全教育界の倚賴する所であつた。その風格はまことに大きく、その志はまことに高い。

先生の論を立てらるゝや、廣くあらゆる事實を蒐め、絶倫の記憶力を操縦して、緻密なる理路を展開せられた。従つてその論は極めて確實で、組織あり又力あるものであつた。貴族院に於ける政府の一敵國として、顯著なる存在となられたのも色々な調査會等で重きをなされたのも、一つはこの才能の爲であると思ふ。先生の書齋には、あらゆる切抜きや材料が集められて居て、時代時代、事項事項によつて、整然と整理されて居た。一朝事があると、この材料を調査し、それをあの旺盛な氣力で生かし、理論の生彩をつけて、堂々と論じられるといふ風であつた。その緻密なることは、氏名・住所・録等も、一々自分でたんねんに加除訂正して居られた。あの書齋に於ける先生の姿は、今も目前に見る心地がする。

先生は大正十三年一月文相の任に就かれ、その五月、伊勢大神宮に参拜せられ、且つ畝傍・桃山兩陵に参拜せられ、更に吉野の塔尾陵をも拜せられたのであつた。蓋し先生にとつては、文相として文政掌理の重責を荷ひ、神宮・皇陵を拜し、又特に塔尾陵に拜謁せらるゝことは、その大任の自覺と共に、まことに感慨の無量なるものがあつたであらう。吉野に入られては皇居の舊跡を訪ね、更に深く、輿に乗つて、塔尾の陵前に後醍醐天皇の尊靈を奉拜されたのであつた。

重入「芳山」謁「御陵」

晚櫻花落綠層層

臣今忍讀延元詔

一代風雲失「中興」

又

藏王堂畔落花飄

三代行宮跡寂寥

今古一天無「二日」

老僧何事說「南朝」

これは當時先生の衷心の情懷であつたと思ふ。

今先生を想起すると、敬慕の情と共に、限りなき慈愛を感じる。自分が先生から受けた感化啓發は眞に限りないものがある。この小記は、唯々先生を追想するに止まつて、前後の順序も立たず、又匆忙の間にものした爲資料も極めて不完全であり、又先生の事業であつて、書き落したのものもある。主として先生の自叙経歴談に材をとつて、自分が先生に親近し

て知り又感じた所を誌したものに過ぎない。却つて先生の徳を損するなきかと、深く懸念する次第である。(八月三十一日)



岡田文部大臣を語る

關 屋 龍 吉

文部大臣としての岡田良平先生の追憶は私よりは寧ろ田所貴族院議員、松浦樞密顧問官の如き、當時岡田先生の仕事の相談相手として先生を援けられた方々の方が之を語るに適任であると考へるが、特に御指名を受けたことでもあるから不充ながら想出を述べさせて頂くことにした。

文部大臣としての先生の在官は大正五年の十月から七年の九月に至る約二年と、大正十三年六月から昭和二年四月に至る約三年の二回であるが、先生は明治二十年帝國大學を卒業して第一高等學校教授囑託となり、二十六年文部省視學官に任ぜられてから、昭和九年七十歳を以て薨去せられる迄、全期間を通じて其の生涯は我が國教育の發展の爲に捧げられたものであつた。即ち文部大臣の時代に於て着手し又は實現せられた教育の諸案は、先生の懷いて居られた我が國教育制度に就いての理想案を序を逐うて實行されたものであつて、未だ其の全體を盡さざるものあり、従つて唯文部大臣在官中の業

岡田文部大臣を語る (關屋龍吉)

績のみを以て先生の全貌を判斷することは心残りの點が多いのであるが、茲には文相時代を主として些か其の一般を追叙することにする。

私は極古い時代の事は一向承知しない者であるが、岡田先生が明治三十三年樺山文相時代參與官として小學校令の改正や、高等女學校令の發布、教育基金令の制定等に關し努力されたことや、又明治三十四年の實業學務局の廢止、次で三十六年文部省の廢止問題の起きた時に猛然反對の急先鋒をつとめられた功績などは、記録の上にも明なことである。然し此の時代に於ては尙奥田、澤柳諸氏との協力作業であつた。先生が獨自の識見に基き我が國教育制度全般に亙る改革の構想を描き出されたのは明治四十一年小松原文相の下に次官として再び文部省に戻られてからの事の様に考へられる。即ち其の頃迄の我が國の教育界は其の全般を通じて寧ろ部分的修正に努めて來たものであつて、其の間南北朝問題や教科書疑獄問

題などの重大事件が相次で起り、又所謂學校騒動も少なからず頻發した。然るに日露戰役後に於ては國民の社會觀も漸く世界的となり、我が國將來の發展の基本が眞剣に爲政治家の間に、又一般國民の間に考へられるに至り、其の焦點が自然文政改革の上に置かれるに至つたことは當然と云はなければならぬ。即ち此頃から教育制度調査に關する委員會が相次いで設けられ、歴代内閣何れも此の點に力を注いだことは衆知の事實であるが、次官として岡田先生の立案した高等中學校令案は實に次で來るべき大改革の前奏曲をなすものと云つてよいと思ふ。此の案は當時實現を見るに至らずして止んだが、愈々大正五年十月寺内内閣の文相として岡田先生が入閣するや直に諸般の準備に着手し、大正六年九月二十日臨時教育會議官制が公布せられ、特に上諭を賜はつて未だ嘗て見ざる大がかりの教育會議が開かれたのである。此の會議は平田東助子爵を總裁とし、久保田讓男爵を副總裁とし、委員三十六名田所文部次官を幹事長として、我が國教育制度の再検討を開始したのであつた。

臨時教育會議に於て夫々審議決定された事項に關しては茲に再録する迄もなくあまりにも知れ過ぎたことであるが、第一に小學校教員俸給國庫負擔案を提案して小學校教育改善の根本問題解決の端緒をつけ、且義務教育費の國家自治體共同

の曉には、高等小學校を其儘に上の七、八年に充當するの案を作りあげたのであつた。而して此の師範教育の改善に當つては一部二部何れを主體とするかの論争が熾烈を極めたことは今尙世人の記憶に新なところである。此の改革と共に幼稚園令を制定して從來小學校令中に包含せられて附屬的の立場にあつた幼稚園を獨立したる教育體系に改めたことも亦茲に特筆しなければならない。

以上は大體先生の第一次文相時代の仕事の繼續乃至は教育界の宿題の解決の一端とも云ふべきであるが、茲に全く新なる教育の施設として我が國の教育國防並に一般社會の將來に大きな影響を與へたものは學校に於ける教練振作の問題と、青年訓練の制度の創設とであつた。我が國の兵式教練が森文部大臣の創定にかゝり、爾後四十餘年よく其の効果を擧げ來つたことは我が國教育史上忘れられぬ功績であるが、たまたま世界的軍縮時代に直面して、其の壓縮せらるべき力を積極的に教育方面に振向け、一面國防力の保持増進と共に、他面學校訓育の昂揚に資せんとした先生の宇垣陸軍大臣との此の合作は、何と云つても大きな功績と云はざるを得ない。此の問題に關しては一昨年十五周年の記念として御親閱を賜り且又優渥なる勅語をすら拜したことであつて、今更改めて其の事績を詳述する迄も無いことである。又學校教練の振作に

岡田文部大臣を語る (關屋龍吉)

負擔の原則を確立し、又學制改革案として高等學校令案、大學令改正案、學位令改正案を審議決定したのである。其の他師範教育女子教育實業教育等に關しても夫々諮問したものであつたが、何れも現行制度に對しあまり多くの變改を見るに至らなかつた。然るに大正七年九月先生の文部大臣辭任以來大正十三年六月再び文部大臣任官迄の間に於ては、彼の原内閣の高等諸學校増設、學校昇格の華々しい高等教育機關擴張の問題に次いで、鎌田文相、江木文相により義務教育年限延長の問題が着手されかけたのであつたが、遂に調査又は着手の程度を以て内閣更迭により兩氏共に退場され、大正十三年六月加藤内閣成立と共に文部省は再び岡田先生を其の主班として迎へることになつたのである。第一次文相時代の計劃が大體學制の基本的改革に着眼されて居たのに對し、第二次文相時代の仕事は之が繼續完成に意を用ふると共に教育の内容改善に主力が注がれたやうに思はれる。即ち義務教育年限延長の問題を取あげ、之を實現するが爲には、先づ師範教育を改善すべしとし、江木文相が直接義務教育年限延長の爲に準備した貨幣改鑄益金四百萬圓を師範教育改善費に充當することとし、一部の年限を延長し、二部の年限を統一し、新に專攻科を設置して幹部級教員の増加を圖ることとし、同時に高等小學校の内容を改善して實科的課程を増加し義務教育年限延長

次で實現された青年訓練の制度に關しても、亦最近十五周年記念行事が行はれ、再び御親閱の光榮を仰いだことであつて、其の制度成立の經過並に實施の效果に關しては前者と同様一切記述することを省略するであらう。斯くて岡田先生の意圖された教育の制度並に内容的改革の大筋は大體に於て其の緒につくことを得たが、唯一つ先生の在官中に志を遂げ得なかつたのは、宗教法制定の問題であつた。宗教法の制定に關しては先生が第一次文相の當時既に法案を作製し、第二次文相時代に於て改めて下村宗教局長に命じて原案を作製せしめ、昭和二年の第五十二議會に提出されたのであつたが、不幸にして貴族院に於て審議未了に終り、先生は千秋の恨事として其の官を去つたのである。當時先生は次の如き作を示して其の所懷の一端を述べられて居る。

宗教法案貴族院委員會不了審議賦此志感

叨辱朝恩愧不才 只希蹇々效涓埃

始知世事多違志 勞苦空餘故紙堆

然しながら宗教法は先生歿するの後に於て幸にも議會の通過を見、此の法案の成立に至る迄盡力された田所下村松尾の諸氏相携へて先生の墓前に報告されたことは、近頃の佳話として吾々の感銘を深くしたことであつた。

岡田文相の在官中の事績は之を列舉すれば略々以上の如くである。さりながら岡田家は人も知る如く二宮尊徳の教を受

けて、先生の祖父無忌軒翁が地方教化の中心となられて以來、父淡山良一郎氏の時代に報徳社の關係は全國的となり、先生其後を享けて報徳社々長の地位に就き、終生農村を中心とする教化の爲に盡されて居たのである。従つて先生は農村問題殊に産業組合の事業に關しては其の功績少なからず、大正十年には産業組合中央會の副會頭たり、昭和五年には其の會頭の地位に就かれ、平田東助子爵の後を享けて斯事業の擴大強化の爲に努力せられたのである。想ふに岡田先生の全生涯は殆んど教育の事に終始されて居るのであるが、先生が政治家として國家教育の事に全力を傾注された内面を觀察すると、先生が極めて廣い立場に立つて教育問題を検討し吟味して後立案推敲されたことを看するものであつて、決して唯單純に教育専門に馬車馬式に進まれたものでないことに心付くのである。先生は實に眞の政治家であつた。吾々は論語に所謂「可^チ以^テ寄^リ百里之命^ヲ君子人與^ニ君子人也^ノ」の問答の對象の人物を先生に於て見出すのである。而して此の先生の風格は實に父祖傳來の家風の薫化に加へ、嚴父良一郎翁が設立主宰された冀北學舎に於ける少年時代の訓育に俟つ所が頗る多いやうである。學舎の教育は昔の家塾生活に一部西洋風の新しい教課の内容を加へたもので、今日の鍛鍊式生活訓練は遺憾なく實行されて居たものである。私が先生の御供をして遠州倉真の本邸を訪づれる毎に、先生は廣い邸内の室々を歩いて懐か

しげに昔語りをされるのが常であつた。積善の家餘慶有りとか、教育家の子には必ず善報があるなどの世の諺は我が岡田先生に於て最顯著に實證されて居るやうに思ふ。先生は實に君子であつた。従て普通政治家に見るが如き逸話は文相時代に於ても極めて乏しいのである。唯先生は實に自己の信念に強く且意志の堅い人であつた。加ふるに大學に於ける專攻は論理學であつたので、一旦腹を極めて主張され出すと其の論鋒の鋭いことには誰しも僻易せぬものはなかつた。之が先生の壯年時代に多くの政敵を作つた所以であり、議會に於て常に先生を論難攻撃する人々を絶たなかつた原因でもある。然しながら敵の攻撃が加はれば加はる程先生は其の冷靜の度を加へたものである。文相としての前後五年間恐らくは文部省の吏僚にして誰一人先生のあわてた態度を見た者は無いと云へるであらう。かゝる一見冷靜な態度が生前岡田先生に對する社會の一部に相當深き誤解を持たしめた所以でもあつたのである。然しながら家庭に於ては元より、文部省に於て先生は嘗て一度も荒い言葉を吐かれたこともない。下僚のしくじつた場合「それは困りましたね」と云はれた以上、面を變へて叱責されたやうな例しは絶えて私の承知しないところである。其の一つの證據といふでもないが、岡田先生の文相時代にあの一見氣むづかしく見える先生が何れの閣僚よりも新聞記者諸君から親まれたことである。當時の記者

諸君は先生官を去つて後も其の薨去に至る迄引つゞいて先生の許に出入して居た人が多かつたのである。斯る先生の人格、修養の結果が下僚をして悦んで其の職に専心せしめ、先生をして數多い功績を残すことを得しめたものと考へられる。殊に公務の上の六々敷い事に就いては凡て大臣一人で其の責任を負ひ矢面に立たれたのであつた。従つて下僚は安心して其の大きな力に頼れたのである。丁度臨時教育會議の開かれる直前、寺内總理大臣は豫て朝鮮に在つて考へて居られた教育案を岡田文相に内示されたことがあつた。之は唯單純な思付きではなく、相當深く考慮された結果であつて恐らくは總理大臣は文相の手に依つて之が實現を期待されて居たものと信じられる。然し先生は巧みに此の案を高閣につかねて遂に教育會議の議に附することなくして終らしめた。當時祕書官として私は先生の此の間の苦心を充分に察することが出来たのである。而も先生は一言も苦勞を口にされず、其の書類は薨去の後始めて人々の口に上つたやうな次第であつた。

逸話らしい逸話は先生には少ないと云つたが、それでも想ひ出せば二三の事が無いでもない。然し紙數にも限りがあり且先生に關する逸話は先年輯録して岡田家に差上げてあるから、或は他日何等かの形で發表される日が無いとも云へないから私は此處には凡てを省略することにする。唯一つ最後に書き添へ度いと思ふことは、岡田先生に對する澤柳政太郎博

岡田文部大臣を語る (關屋龍吉)

士の存在である。岡田先生と澤柳博士及上田萬年博士の三人は東京府立第一中學校の前身東京英語學校の同窓生であり、高等學校、大學を共にし、後三人同時に文部省に參與官たり局長として出仕し、殊に先生と澤柳博士とは同僚としての勤務時代が比較的永かつたのであつた。右様の關係から岡田先生と澤柳博士とは其の私交の上に於ては家庭的にも常に親しい交際をつゞけられたのである。然るに公の關係に於ては如何なるものか我が教育界の大先輩とも云ふべき此二人の方の間は常に其の意見が反對であつた。さうして澤柳博士は明治四十年文部次官の位置を退いて後は常に貴族院議員として独自の教育意見を主張し透されたのであつた。自然岡田先生は官學の代表、澤柳博士は在野教育界の代表たるかの如き觀を呈し、此二大先輩の論争はその何れにも知遇を得て居る者等をして常にはら／＼させたのである。然しながら私は今日に於て岡田先生をして文相として或意味での大成をなさしめたに就いて澤柳博士の存在は忘れられぬものがあり、澤柳博士をして明治以後に於ける我が國教育界に不滅の名を残さしむるに至つたに就いては岡田先生といふ極めて親しくして而も力強い意見の反對者が存在した事が與かつて大に其の因を爲して居たことゝ信ずる。今や文部省創設七十年の歴史の追想人たるを憶うて轉た感慨に堪へないものがある。

父上田萬年を語る

上 田 壽

今度文部省創置七十周年記念に際し、明治三十一年から三十五年まで文部省に在官した、なき父上田萬年について何か書いて呉れと依囑され、甚だ光榮に感じたと同時に、一方亦當惑も感じた次第である。

と云ふのが父が文部省に一番深く關係したこの時代は、私に取つては、東西も分らぬ子供の頃なのであるから、自分の實感に基礎を置く記憶では、如何ともこれを叙し難い。たとへ朝夕接近して居た家庭内の印象と云ふやうなことであつても、五六歳までの記憶ではこれを物語るに何とも無理な事柄である。況んや公的生活の場であつた文部省に於て父がどういふ仕事をしたかなどに至つては、到底筆にも口にも出来ないことである。

私が當惑を感じたのは正にこの點であつて、その後歳たけると共に、人からものを聞かされ、書かれたるものを讀んで

とであるかもしれない。

雜誌「國語と國文學」(昭和十二年十二月發行) につて居る父の略年譜を見ると、明治三十一年十一月父は文部省専門學務局長兼文部省參與官(高等官二等)に任ぜられ、兼任の帝國大學文科大學教授(高等官五等)としては博言學講座分擔を命ぜられて居る。慶應三年の生である父は丁度三十二歳の時である。

翌年三月に文學博士の學位を授けられ、四月に文部省參與官の兼任を免ぜられた。更に翌年の三十三年四月國語調査委員を仰せつかり、同月東京外國語學校長事務取扱を命ぜられ、十一月にこれを免ぜられて居る。又同月實業學務局長事務取扱を命ぜられ、翌年の三月にこれを免ぜられて居る。そしてこの三十四年の六月に文科大學の教授が本官となり、専門學務局長の方は兼官となり、翌年三十五年の三月に同局長の兼任を辭して、大學へ戻つた。同年の二月に國語調査委員は解かれ、新官制の下に改造された國語調査委員會の委員にその四月任命されて居る。

以上は、父が文部省に最も縁故深かりし時代の履歷の概略であるが、その後大學専門になつてからも間接には無論文部省と深い關係にあつたことは事實である。曰く第九回高等教

父上田萬年を語る (上田壽)

どうやら第二第三の記憶を形成しこれを迎へることにより、わづかにその頃の父を語ることは出来ても、私の經驗から来る實感でいへば第一の記憶でものが云へないことを深く残念に思ひ、又當惑する所以でもある。

それに私は正直のところ親身のことを書くことが不得手である。誰しもさうかもしれないが、正面切つて親身のことを云へない性分である。臍甲斐ないと云はうか、はにかみやと云ふのか、心に念じこれが本統と思つても、親身のことを人前へさらけ出すことは、どうも重荷である。所詮は東京育ちの傳統が、卑賤と云へば卑賤、美德と云へば美德らしい、かうした習性を私に與へたものであらう。だから私の心は割り切れてゐない。しかし割り切れないまゝでいゝからと云ふ當局の御許しを得て、文字通りの拙文を綴らうと決心したのである。讀まれる方々にとつてもなき父にとつても甚だ迷惑なこ

育會議、曰く臨時假名遣調査委員會、曰く教科用圖書調査委員會、曰く文藝委員會、曰く臨時國語調査會、曰く文教審議會、曰く臨時ローマ字調査會、昭和十二年十月廿六日歿するまで文部省との關係は何等かの形でつながつて居た。

而し何と云つても、父の文政上一番活躍した時代は、前記の専門學務局長時代であつたらうと思ふ。

抑も父が三十二歳の若輩の身を以て、一躍専門學務局長の如き重い位置に拔擢せられたものか、その経緯については、無論當時の私は知るよしもないが、後年、諸々の方から伺つたところによると、これは偏に故外山正一先生の御推輓に基くものであつたらしい。

元來父は文科大學在學中から外山先生的一方ならぬ御教導に預つてゐた。父は無論、國語學專攻で、この方針を終生變へはしなかつたが、ひそかに察するところによると、外山先生の御胸裏には父をして先生御自身の專攻學たる社會學に轉ぜしめたいやうな御考もあつたらしいが、この點だけは所信をまげず遂に御斷り申しあげて、一生涯國語の爲に盡す覺悟をしたとのことである。がとにかく、外山先生から學生時代より目をかけて戴き、卒業後と雖も一方ならぬ御指導に預つたことは、父の生涯に取つて正に特記せねばならぬことであ

一五七

る。

今日の時代と當時とを比較してみれば無論同日に論すべきではないが、未だうら若いホヤ／＼の大學教授が、一躍勅任官局長の榮職に擢んでられたことは慥に異數の出來事で、當時と雖も可なり世間の取沙汰になつたやうである。時の文部大臣は日清役の黃海戰に勇名を謳はれた樺山海軍大將であつた。云ふまでもなく大將は文武兩道に卓越せる人格の所有者であられたことは既に衆知のことであるが、何分にも文部行政には御經驗がうすいので、ことに省内の人事陣容を整へる爲に外山先生の御意見を求められたのが縁となつて、父がその御推舉に預つたのだと云ふことである。

同時に故岡田良平先生は文部省會計課長より勅任參事官に御進みになり、又故澤柳政太郎先生は第一高等學校長から普通學務局長に榮進されたのである。

而もこの岡田、澤柳兩先生と父との三人は、年齢も略おつつかつて、共に中學から大學卒業迄同窓に學び親んで來た間柄であつた。中學は「尋中」と云ひ、今の東京府立第一中學校の前身である。尋中卒業後は今の第一高等學校の前身たる大學豫備門に入り、續いて大學に進んで澤柳先生と父とは明治廿一年これを卒業した。父の出た學科は和文學科と云ふ

昭和十三年三月一日發行の「國漢」と云ふ雜誌に、當時の參事官兼書記官であられた田所美治先生が、父に關して「その文部省時代を懷ふ」と題されて追憶されて居る。親身の私達に取つては誠に有難い文獻で、父に對する過褒の御言葉に接して、心からなる感謝と恐縮とを禁じ得ないものであるが、同時に當時の文教の府の様相がよく分つて頗る面白い。

田所先生は、岡田、澤柳兩先生及び父との三人各様の性格の相違を論じられて後、「奥田次官(奥田義人男)も時には其の統制調和(二人の意見調和の意味)に中々苦心し、若い自分の如きを呼んで緩和の策を講ぜられたこともあつた。此の如く三人が各々異なつた性格を持つて居られたから、互に切磋琢磨餘蘊なしと云ふ状態で、當時の教育行政の進歩發達が圖られたのだ。蓋し文部省の歴史を通じて樺山伯、奥田男時代即ち岡田、澤柳、上田の三羽鳥の時代は、眞に一新時期を劃したものである。時恰も日清戰役の後をうけ、戦後の庶政一新時代であつて、此の新進氣鋭わづかに三十歳を越えし三人が夫々自分の長所を存分に發揮し國家に貢獻したことは忘れではならぬことと思ふ」と述べて居られる。

無論當時は、教育勅語の御發布と云ふやうな教育界にとつては最重大事のあつた後のことであるから、漸次諸般の状態

父上田萬年を語る (上田壽)

ので、その年は父一人だけのやうであつたと記憶する(岡田先生は前年の廿年に大學を卒業されて居る)。

そんな關係で、御二人と父とは青少年期の約十年ばかりを同じ學びの庭に共に暮して來たので、所謂勝手なことを言合つてもその交友には何のこだわりもない親密さが自然に結ばれて居たものと見へる。従つてこの三人が又ぞろ同じ文部省で顔を合はす段取りになつても、意見は必しも一致しなかつたやうである。時によつては随分激しい議論も闘はしたやうであるが、私交には何のゆるぎも見せなかつた。通り一邊の間柄であつたなら、如何に公事とは云ひ乍ら當然喧嘩分れになるやうな場面が展開されても、私の關係に於ては決して氣まづいことにはならなかつた。

これは云ふまでもなく中學時代から醸成された永年の親交のお蔭であつて、お座なりの妥協や、腹ふくると思ふ事に當つたのではなく、誰はばかりらず各の所信に向つて邁進することの出來たことは、父ばかりでなく、他の御二方はじめ當時の方々の顧みて愉快とされたところであつたらうと思ふ。父は後年私共に向つて、友達は勝れたるものを選べとよく言ひ言ひしたが、恐らく這般の思出がさういふことを云はしめたのであらう。

も整頓期には進んで來たものの、まだ各學校の法規の如きは頗る不備なものであつたらしい。そこで父は此等各學校令制定の事業に着手し、今の中學校令、高等女學校令等もその時代に制定を見、亦専門學校令もその頃の立案にかゝるものであるさうな。

又田所先生の御話に従へば、學位令、博士會規則なども父の局長時代に作られたものであつて、此の法令の制定によつて在野の學者が博士會の推薦に基づいて學位を授與されるやうになつたと云ふことである。それから文部省の留學生も單に官立學校の關係者からばかりではなく、廣く在野の人材から採り始めたのも此の時代から始つたと云ふことである。

その他、高等教育機關の創設に關しても父は非常に盡力したことを田所先生は語られて居るが、蓋し専門局長としては當然のことであつたらう。曰く創立後間もない京都帝國大學の分科大學組織の擴充増設に努力したことや、九州帝國大學の創設に關し福岡を最適地として選定したことなども父の功績として擧げられて居る。

又岡山に第六高等學校の設立を見たのも當時であつたらしい。その開校式當日、臨席された樺山文相の俄仕立の馬車が、農馬の爲に、行列最中動かなくなつてしまつたエピソードの

如きは、頗笑ましき思出話ではある。

更に學問上、學術振興と云ふ點に關しても、父の終生の業であつた國語の問題を始め、震災豫防、測地學等の調査會や委員會に何等かの形で寄與したらしい。又氣象觀測事業の如きも漸次擴張を圖り、理學文書目錄委員會と云ふものを作つて世界の學界に我が邦の理學の發達を紹介したやうなこともあつたさうである。

以上は、間にもチョイ／＼御斷りしたが、田所先生の御話を殆ど其の儘と云つていゝ位拜借したものであつて、私の第二第三の記憶と云ひたいにも餘り僭上の沙汰であつて、正に汗顔の至りである。御叱責と共に御寛恕を願ひ度いと思ふ。

併し、是等の業績が若し父の名に關係せることに於て残るゝとするなら、上に樺山文相、奥田次官の御指揮を仰ぎ、切磋琢磨の相手として岡田、澤柳の兩先生の如き方が居られたことと、もう一つには田所先生のやうな方が終始輔佐役として巧に揖を取つて下さつた結果に外ならないと信するものである。

最後に國語問題に一言ふれてみたいと思ふが、此の命題は父の終生を通じての事業であつた。文部省時代は素より、大

學に於ても、亦職を退いてからも、絶えず理想への夢を忘れなかつた。その功罪に就いては語らるべき適當の方が多々居られると思ふから私は此處には割愛するが、父は吾が國語を以て世界の言葉にしたい念願を終生忘れなかつた。國力の振張と相まつて、國語の海外進展を如何程冀つて居たことか、國內の言語文字の調整を圖ると共に、海外發展の希望へ向つて現實的な努力を捧げて居た。國語を國語學と云ふ單なるウィツセンシヤフトからではなく、これを行政的に政治的に導いて、より「大いなる」ものに培つてゆかうと云ふところにその眼目があつたやうである。ともあれ、今日の時局に於て大東亞共榮圈確立に向つて吾が國語が偉大なる文化力を以て進出して居ることは御同慶であると共に、地下の父も亦瞑すべきであると思ふ。

人間としての父は、簡単に云へば、剛情であり涙もろかつた。それにあきらめがよかつた。江戸ツ子的な要素が多かつたやうに思ふ。

澤柳政太郎先生を語る

相 澤 熙

一 澤柳とその學友

森有禮が伊藤内閣の初代の文部大臣になると間もなく、明治十九年十二月帝國大學令を制定實施したが、明けて二十年七月文科から清澤滿之、岡田良平外一人、いづれも哲學科の卒業生を送り出した。續いて二十一年七月には澤柳政太郎(哲學科)、上田萬年(和文學科)の二人が卒業して出てきた。いづれも東京府中學校、若くは大學豫備門以來の學友で、岡田と清澤は直に第一高等中學校教員に採用され、上田は一時文科に居残つて英語授業囑託を命ぜられたが、間もなく獨逸へ留學。澤柳は獨り在學中文部省から學費をもらつた義務として、卒業と同時に、『六ヶ月間總務局ニ相雇ハレ一ヶ月金六拾圓給與サル』といふ文部省の辭令を渡された。

次に澤柳より一年あとから大西祝、大瀬甚太郎、渡部董之介が出、續いて狩野亨吉が出た。澤柳が卒業前の或日狩野に

澤柳政太郎先生を語る (相澤熙)

向つて、『君は將來何を志すつもりか』と尋ねると、狩野は『僕は數學及物理學を研究して、それに依つて精神その他一切の現象を説明するつもりだ』と答へ、今度は澤柳に向つて、『何になるか』と問ひ返へしたので、澤柳は『僕は政治家になつて、大に經倫を行ひたい』と答へたといふ。これで見ると、教育は彼れの最初の志ではなかつたかも知れぬ。

右の中、清澤滿之は京都本願寺の僧で、在學中から非凡の秀才として、岡田も澤柳も敬服して居たが、不幸にして若い時に死んだ。次に岡田、澤柳、上田の三人は、その後再び文部省で一緒になつた。而して創業時代の文部行政の首脳部として、一時文部省の三羽鳥とまで稱せられたが、上田は間もなく大學に戻つて、學界の人として成功。

岡田と澤柳の二人は、そのまゝ轡を並べて、明治大正に於ける文部行政の基礎を築き上げたのみならず、岡田はその後

文部大臣たること前後二回、自身萬難を排して、明治以來の諸懸案を解決して樞密院に入り、澤柳は京大總長を止めると野に下り、民間教育界の總指揮官として、一般教育の振興發達に、偉大なる貢獻をなして、最後を飾つたが、何ういふものか、此の二人の學友は、いつの間にか、朝野教育界の二大明星として對立の形をとるに至り、遂に昭和の初頭相前後してその生涯を終るまで、終始旗鼓相當つて居たのも、何かの因縁であつたかも知れぬ。

澤柳の學友としては、猶此の外に、松崎藏之助、石塚英藏、早川千吉郎、林權助、有松英義、木内重四郎などが居つたが、いづれも政治法律の方で、思ひ／＼に別の世界に出て行つたから、あまり密接な交渉はなかつたやうだ。

二 人間澤柳の一面 岡田は、その實弟一木喜徳郎と共に、静岡縣掛川の名家に生れ、浮世の荒い風などは身に覺えなく、大學を出て官界に出て行つたが、澤柳は信州戸田藩の士族の家に生れ、子供の時から、貧乏の苦痛は、骨にしみる程味つた。學資の如きも常に不自由勝で、大學へ行つてからは、自給自活、隨分乏しい學生生活を送つてゐたが、最後の一年は何うにも方法がつかず、文部省の給費生となつて卒業した。

をあげようと思はぬ。しかし、君たちも、主人側としての義務を果す爲に、各自五弗づゝ出資するがよい』と言つて、彼れ自らその費用の殆ど全部を負擔してくれた。然るに、此の時の彼れの洋行費を作る爲に、彼は目白の家を抵當に入れて借金したことが、彼が亡くなつてから分つたので、さてはトロントで拂つた招待費も、その無理な借金の一部であつたかと思つた時、吾々は覺えず眼頭を熱くした。

三 修養と信仰 澤柳は慶應元年の誕生で、明治六年九歳の時、始めて父の任地甲府の小學校(微典館)に學び、何を教へられたか、はつきりした記憶がないと言はれたが、その後十一歳の時父の一家と共に上京、東京師範學校附屬下等小學校第五級へ入學、學業成績拔群で、一年に何回も昇級、僅か二年半で、東京府中學校へ入學をゆるされた。

澤柳の父信任は、何ういふ人であつたか知らぬが、薄給の小官吏で一家數人を支へる爲に、赤貧洗ふが如くであつたに拘らず、その子政太郎には、當時の最善最高の教育を受けさせた。お茶の水の附屬小學校から東京府中學校を経て、大學豫備門、帝國大學とゆけば、明治の教育としては勿論、今日の教育としても申分はない。

彼は子供の頃は、力があつて、餓鬼大將であつたさうだが

澤柳政太郎先生を語る (相澤照)

彼は元來修養の人、理性の人、正義觀に強く、道理には、よく服する人で、一見淡々水の如き風格を具へた人であつたが、同時にまた人情にもろく、同情心が深く、後進を泣かせ一面を持つてゐた。然るに岡田には苦勞が足りないせいか、さういふ處がなかつた。岡田も後進を愛することを知らぬではないが、しかし澤柳ほどの情味と、下意上達とは持ち合せなかつたやうだ。それに就いて、一つ二つ逸話を紹介しておかう。澤柳が帝國教育會長となつてから、その輩下の某が、僅少の貯金を下げて住宅を造る時、途中で金に困つて方がつかず、澤柳に救ひを求めると、澤柳は黙つて銀行の通帳を彼れに渡して、此の中から出して使へといふ。あけて見ると、その人が所用の金を引出せば、残り幾千もないので、かねて澤柳會長の貧乏を知つてゐる彼は、その志の厚いのに、深く感激し且つ恐縮したといふ話がある。又嘗てトロントの萬國教育會議に出席した時、澤柳は、わが一行の名に於いて、教育會議の首脳部及在トロント市の親日家數十名をキング・エドワード・ホテルに招待して、一夕の盛宴を張つた。此の時の一行中には、今は故人となつた伊藤長七、溝淵進馬の外に、片山昇と私とが居つた。彼は吾々一行の財布の乏しい事を克く承知してゐるので、『此の費用の爲に、君たちに迷惑

學生時代は極めて平穩無事であつた。彼は寄席、芝居は勿論、碁、將棋、球突等一切の勝負事に興味を持たず、唯勉強と散歩、それから休暇を利用しての旅行が、彼れの唯一の趣味であつた。彼れの規則正しき勉強と散歩とは、家族の人々を敬服させたといふ。しかし、それが彼れの學生々活の全部ではない。彼はその間に、佛教の信仰を惹いた精神の修養鍛鍊に熱中した。彼は大學在學中、屢々早川千吉郎等と共に、鎌倉の圓覺寺を訪ひ、今北洪川和尚に就いて參禪した。彼れの佛教に對する信仰は、決して生やさしい者ではなかつた。彼は郷里の先輩青木貞三の紹介で、當時の名僧釋雲照律師に歸依し、信仰も厚く、教義の研究も次第に深くなつた。釋雲照は嚴格なる戒律の實踐で、世に知られた名僧で、その頃目白僧園を構へ、十善會を設立、諸人に十善戒を授けてゐたが、澤柳は、その中の最も熱烈なる歸依者であつた。隨て彼れ自らも亦、モーセの十戒に似たる十善戒の實踐を期したと言ふ迄もない。彼は『孝道』の著者であるが、その家庭に於いては、誠に良き父であり、良き夫であり、尋常ならざる孝子であつた。

以上の如き修養と信仰とは、更に進んで彼れを良き教育家となし、明治以後の大なる教育家として、彼れを造り上げた。

民間教育界の大御所として、今に彼れの功績をたゞへ、彼れの徳を慕ふ者の多いのも、決して偶然ではない。

四 文部省時代 かくて彼は、森文部大臣の下に、彼れの郷里の先輩辻新次を文部次官とする文部省の總務局の雇として、初めて文部省の票をはむ人となつた。總務局の雇とは言ひ、澤柳文學士はなか／＼の勉強家で、省務の合間に『公私學校比較論』を處女作とし、『心理學』『倫理學』『讀書法』の著書を出した。而して事務の方も、省内では、明敏鎮達といふ折紙をつけられ、屢々上司に向つて、意見書を提出した。

今日とは違ひ、新進有爲の文學士は、忽ち文部書記官となり、榎本文部大臣(武揚)の口添えで、初子夫人を迎へた。その後大木(喬任)文部大臣の秘書官となり、大木がやめると圖書課長となつたが、此の時大木伯の不注意から、修身教科書機密漏洩事件といふ大騒動が起つて、それが爲に大木は樞密院議長をやめる、澤柳は書記官をやめて、浪人となつた。

これから、暫の間、諸方の學校長を勤めて歩いたが、やがて三十一年十一月の政變で、板垣内閣のあとに山縣内閣が成立。その文部大臣として樺山大將が乗り込んで來ると、彼は再び文部省に呼び返へされた。澤柳の文部省時代はこれからだ。

樺山は素人で、何も分からないので、若手の切れる人物はないかと、外山正一に相談すると、外山はかねてその手腕を認めてゐた澤柳と上田を推薦した。

澤柳は此の年七月第一高等學校長に就任、漸く高等官五等になつたばかりであつたが、樺山は官等の事などは、一切考慮せず、彼れを一躍高等官二等の普通學務局長に拔擢。それと同時に、上田萬年を五等の大學教授から二階段もとばして、二等の専門學務局長に任じた。此の時岡田良平は、高等官四等の參事官で、文部省に居つたが、二ヶ月程過ぎると、彼を二等の參事官に上せたから、別に苦情は出なかつた。それから文部次官には、柏田盛文に次いで、奥田義人がなつた。

樺山は『入用の豫算は私が取つてくる。仕事は君たちに任せた』といふ調子で、大きく構へてゐてくれたから、此の大臣の下では、仕事がやり易く、且つその輩下にこれだけの役者が揃へば、成績は擧がる。果して教育基金の設置を始め、義務教育延長、棒引假名遣、小學校令改正、高等女學校令の制定等、大きな仕事を澤山やつた。而して是等の事業の大部分は、澤柳普通學務局長の主管に屬するもので、彼れが最もよく働いたことは言ふ迄もない。

澤柳は此の時は既にひとかどの教育學者でもあり、校長と

來た者が、黃海々戰の勇者樺山大將だから、一段と面白い。樺山は此の時、『部下のやつ共が、是非この金は取つてこいといふから、是非もらつて置く』と言つて、頑張り通したといふから、更に面白い。

その後、明治三十九年一月桂内閣のあとへ西園寺内閣が成立、牧野伸顯が文相になつたので、彼れがその次官となつた。恰度此時澤柳はロンドン大學の招聘に應じて、日本教育に關する講演をする爲出發。彼れの汽船がナポリに着いた時、牧野から電報で呼び返へされた。彼れが次官時代にやつた仕事の第一は、義務教育の延長である。さきに小學校令の改正で、三年又は四年とあるのを四年に統一したが、此の時更にこれを六年に延長、明治四十一年四月から實施した。猶高等教育機關の擴張、文部省美術展覽會の開設等時宜に適した事業をやつた。牧野と澤柳との間には、いろ／＼な物語があるが、それは又別の機會に譲る事とする。

五 校長及總長としての澤柳 澤柳が教科書機密漏洩事件で浪人となるや、彼れの親友清澤滿之がやつて來て、切に京都の大谷尋常中學校長に懇望するので、遂に赴任した。それから群馬縣立中學校、仙臺の第二高等學校長を経て、明治三十一年七月一高の校長として、呼び戻されるまで學校騒動の後

しての経験もあつて満腹の經驗を持つて居たから、彼れの文部行政には彼れ一流の創意と新鮮味とそれに中實が加はつてゐた。例へば小學校令の改正の如きも當時にあつては劃期的の大改正であつた。此の改正で第一に小學校の試験を廢止した。平素の學業成績を考查して、それによつて兒童の進級卒業を決定する事とした。次は國語科の改革だ。從來讀書、作文、習字の三科を別々にしてゐたのを合せて國語科の一となし、その間に緊密なる連絡統一を計る事とした。猶國語教科書で教へる漢字を一千二百字に限つたが、これは、それより多く教へてはならぬといふのではない。是非これだけは、兒童の實用になるやう、反覆丁寧に教へ込めといふ趣旨であつた。此の點は、當時の當局者中にすら、これを誤解してゐる者があるので、彼れの爲に一言辯解して置く。

猶右の中の教育基金に就いて一言しておく。これは、強兵の要素は、小學教育の普及にありとなす處から、日清戰爭に勝つたのは、我が國の小學教育が清國よりも遙に普及徹底したからだ。今後益々これを獎勵發達させる爲めに、清國償金の一部をさして、文部省所管内に教育基金を設定すべしとの論が、盛に起つて、遂にそれが實現された譯だ。しかも、これを閣議へ持ち出して、清國償金の中から一千萬圓を取つて

始末を順々にやつて歩いた。何ういふ特別の手腕のあつたものか、此の點に於いて、三十歳前後の青年校長到る所好評を博した。

一高の校長としては、僅に四ヶ月に過ぎなかつたが、此の間に落合直文何人かの教授をやめたり、鹿兒島の小學教員谷山初七郎を抜擢して一高の舎監としたり、なか／＼の切れ味を示した。この谷山舎監は、その後向陵健兒の信頼を得た名舎監として、二十餘年の久しきに及んだといふから、彼れの人事は成功と言つてよい。但しこの教員は、上田萬年が彼れに薦めたのだといふから、此の二人の中、いづれの眼識が高かつたかは、今でも疑問だ。しかしそれを裁判する必要はない。

その後彼は、彼れの學友松崎藏之助が一橋高商校長として大騒動を起した後を引受けて、これを治めた。それが濟むと東北大學總長、續いて京都大學總長に歴任して、到る所彼れ一流の獨創と、人事の刷新、學内の新陳代謝を行ふので、遂に京大法科總辭職の如き騒動を起したが、しかしその結果からいふと、殆ど總てが成功であつた。

六 民間教育界の總指揮官 さて、澤柳は大正三年七月京大總長をやめて、東京に歸へるや、爾來彼れの生活は一變した。

三十年來の役人生活を離れて、純然たる野人となつた。而して彼れの教育愛と熱、學力、聲望と、而してもう一つ物質的欲望を持たざる彼れの性格とによつて、民間教育界の大御所となり、教育團體總指揮官としての晴れの舞臺が、彼れの前に展開されてきた。彼は、大正五年二月帝國教育會長に就任。續いて大正八年財團法人國民教育獎勵會長に推されたが、爾來彼れを會長に仰ぐ者枚舉に遑あらず、而して是等の各教育團體は、名實共に會長たる彼れの指揮、指導若くは助言によつて、快よく活動した。

また彼は、久しき以前から、あらゆる國際教育會議に日本を代表して、太平洋を渡ること八回。英語教授の改善を計るため、英國のバーマーをつれて來たのも彼れ。ドルトン・プランのバーカー・ストを我が國の教育界に紹介したのも彼れ。その他、實業家を説いて、外國の學者の研究を助けた事も多し。なからず、隨分國際的にも克く働いたが、それが爲に、多くもあらぬ生活費を割かれたり、外國へ行く費用を工面したり、物質的方面には、常に人に知られぬ苦勞があつたのは、いかにも氣の毒であつた。(昭和十六年五月)

執筆者紹介

芝 葛 盛

前宮内省圖書寮編修課長、本編輯執筆後退官、公刊明治天皇御紀編修委員會委員として専らその編修に従事

田 所 美 治

元文部次官、貴族院議員、教育審議會特別委員長

塚 原 政 次

廣島文理科大学長、文學博士

友 枝 高 彦

東京文理科大学名譽教授

棚 橋 源 太 郎

元東京博物館長、元文部省督學官

上 原 種 美

東京農業教育専門學校長、元文部省督學官

乘 杉 嘉 壽

東京音樂學校長、元文部省普通學務局社會教育課長

森 岡 常 藏

東京文理科大学名譽教授、前東京文理科大学長、元文部省督學官

下 村 壽 一

東京女子高等師範學校長、元文部省宗教局長

伯 爵 牧 野 伸 顯

元文部大臣

瀧 精 一

東京帝國大學名譽教授、國寶保存會委員、元重要美術品等調査委員會會長、文學博士

子 爵 田 中 阿 歌 麿

田中交部大輔の令嗣、理學博士

岩 垂 憲 德

文部省圖書局囑託、元辻文部次官秘書

木 場 貞 長

元文部次官、貴族院議員、法學博士

子 爵 井 上 匡 四 郎

井上文部大臣の令嗣、貴族院議員、工學博士

伯 爵 樺 山 愛 輔

樺山交部大臣の令嗣、貴族院議員

伊 東 延 吉

國民精神文化研究所長、元文部次官、江木文部大臣當時の秘書官

關 屋 龍 吉

前國民精神文化研究所長、岡田交部大臣當時の秘書官

上 田 壽 吉

上田萬年博士(元專門學務局長)の令嗣、前文部大臣秘書官

相 澤 照 熙

教育評論家

定 價 表

一 部	金 貳 拾 錢	送料 共
一ヶ月	金 六 拾 錢	送料 共
六ヶ月	金 參 圓 六 拾 錢	送料 共
一 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送料 共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません

廣 告 料

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものです

昭和十六年七月十一日印刷納本(第七三〇號)
昭和十六年七月十一日發行

禁 無 斷 轉 載

發行所 東京市 麹町區 西七丁目一番地
印刷所 東京市 麹町區 西七丁目一番地
印刷所 東京市 牛込區 西五丁目五十二番地
印刷所 東京市 牛込區 西五丁目五十二番地
印刷所 東京市 牛込區 西五丁目五十二番地

發 行 所

東京市 京橋區 銀座西七丁目一番地

帝國地方行政學會
振替貯金 口座 東京市 京橋區 銀座西七丁目一番地
配給元 日本出版配給株式會社
會員番號 一一九五一四